

地名散歩

第2回 「丁目」とは何か

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東京の銀座という地名は、もとはといえば江戸幕府ができて駿府(現静岡)から銀貨鋳造所、つまり銀座をここに移したことに由来している。江戸時代の正式名称は新両替町と称し、東海道に沿って一丁目から四丁目があった。江戸期の丁目は、通りの両側に続く町を文字通り1丁(=1町。約109 m)ごとに区切ったもので、実際に銀座の丁目の間隔は今も道路幅を除けばその寸法のままである。

その丁目も昭和に入る頃からは、町をいくつかのブロックに分割する際の番号として転用されはじめ、今では本来の意味での丁目はむ

しろ少数派だ。銀座も昭和5年(1930)、震災復興に伴う町名地番整理により和光のある交差点の南側、かつての尾張町以南が銀座五～八丁目として追加されたのを始め、戦後になって銀座東・銀座西を併合してさらに東西に幅広いエリアに拡張されたため、中央通りに面した「間口」が1丁であるのは変わらないけれど、奥行きは従来よりはるかに長くなっている。

このように変貌しつつあった丁目は、昭和37年(1962)に施行された住居表示法の実施によってブロックの区分名として全国に広まっていく(大阪府堺市だけは宿院町東一丁、



1:10,000「池袋」 昭和34年修正



1:10,000「池袋」 平成10年修正

甲斐町西一丁のように伝統的な「丁」を使う。郊外も同じだが、最近編入された美原区は除く)。このため現在の丁目は特定の道に沿う形ではなく、おおむね千鳥式に一丁目→二丁目…と蛇行しながら振られることが多い。

丁目の起点たる一丁目はたいてい中心市街に近い方で、東京都も同じく都心に近い方からであるが、昭和38年(1963)の「東京都における住居表示の実施に関する一般的基準」で、「都心を皇居と定め、放射状の町は都心に近い点を起点として放射状に進み」と皇居中心が明記された。このため逆転現象の起きた町が文京区の音羽(旧音羽町)である(図参照)。

音羽町は護国寺の門前町として江戸期に南北方向の谷間に沿って街並みが形成されたもので、当然ながら北端の護国寺の山門前が音羽町一丁目で、南端が江戸川橋近くの九丁目であった。ほぼ1町間隔で区切られた伝統的な形である。しかし都の基準に抵触してしまうため、昭和42年(1967)に実施された住居表示では、従来と逆に皇居に近い南側を音羽一丁目、護国寺の門前は音羽二丁目とされてしまった。それにしても、戦後になってわざわざ皇居中心に変更したのは奇異に映る。ついであるが、丁目を付ける場合には「町」を外すという、これも都の基準により音羽町も音羽に改められた。

さて、東京都内では「おおむね九丁目まで」とされた丁目だが、最も丁目の数字が大きいのはどこだろうか。私が今まで調べた限り、北海道を除けば京都市東山区の「本町」が一丁目から二十二丁目までで最大だ。五条通に面した一丁目に始まってずっと伏見街道を細長い幅で南下、2.8キロも南の伏見稲荷駅のすぐ近くの二十二丁目に至る。しかも四丁目の南には新五丁目、五丁目の南に新六丁目が入っている。このうち十丁目までは江戸時代から続く由緒あるもので、それ以降は明治2年(1689)に東福寺の門前町などが加わって

新設されたものだ。

さて、先ほど除外した北海道では「丁目」は別の概念である。たとえば札幌市の旧市街の場合、東西の通り(南北の中心は大通公園)を南五条通、北十八条通などの「条」、南北の通りを西十丁目、東三丁目など「丁目」で座標化、東西・南北の通り名の組み合わせで住所を表示する方式。たとえば札幌市役所の所在地は「北一条西二丁目」となる。1つのブロックで条・丁目も数字1つずつ割り当てられているので江戸並みに細かく、北は北五十一條(JR学園都市線太平駅付近)まで、南は南三十九條(真駒内付近)に及んでいる。

丁目で最多のところを探してみたら、北海道帯広市に南四十二丁目があった。帯広は条と丁目が札幌と逆で、丁目が東西、条が南北の通りである。日本の丁目ではこのあたりが最多のようだが、アメリカにはもっと数字の大きい「丁目」がある。もちろん丁目という表記ではなく、ニューヨークの東西の通りは「ストリート」。誰が最初に訳したか知らないが、ふつう丁目と呼ぶ。札幌と同じように碁盤目(東西に長い四角形)であり、南から北に向かって順に番号が振られている。南北の通りはアヴェニューで、フィフス・アヴェニュー(五番街)を境に東側に位置するストリートにはイースト、西側はウェストを冠する。

ニューヨークの1丁目は最南端ではないが、そこから律儀に数字を積み重ねていき、59丁目から110丁目に及ぶセントラルパークを過ぎ、マンハッタン島の最北端の西220丁目からブロードウェイを北に渡って西263丁目というのが最大のような。いかにも植民都市らしいが、適宜固有地名が通り名に混じっていると、やはりそれなりの歴史を感じさせる。ついであるが、台湾でも欧米のような「通り」の住居表示が行われていて、台北市には中山北路二段、南京東路三段と、「段」が丁目の役割を担っている。

今尾恵介(いもお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 664
2012 May



小島 一晃●愛知会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために―
第1回 建築基準法上の「道路」のはなし
宮城県土地家屋調査士会相談役 一級建築士 亀山 一宏
- 07 異色土地家屋調査士のライフスタイル
鈴鹿8耐ライダー
愛知県土地家屋調査士会 名古屋西支部 小島 一晃
- 09 G空間EXPO2012プレイベント
地理空間情報に係る産学官連携強化シンポジウム in 北海道
～地図情報と測位情報の融合による新たなサービス創出に向けて～
- 11 「3D画像地図アーカイブ利用による
不動産登記法第14条第1項地図作成に関する研究会」について
- 14 我が会の会員自慢 VOL.4
滋賀会／秋田会
- 17 土地家屋調査士の本棚
これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集
- 18 東京大学空間情報科学研究センター (CSIS)
次世代社会基盤情報寄付研究部門(CSIS-i)
第2回公開シンポジウム
No Smartphone, No Life. ～事例から学ぶスマートフォンの潮流～
- 20 あす
時代への扉
―研究所活動報告―
- 23 G空間EXPOのお知らせ
暮らしをささえ、国土をまもり、未来を創る
- 24 第17回あいち境界シンポジウム
東日本大震災 その時とこれから ～土地家屋調査士による復興支援～
- 26 会長レポート
- 28 全国土地家屋調査士政治連盟
第12回定時大会を開催
- 29 会務日誌
- 31 人事異動 法務局・地方法務局
- 32 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 34 お知らせ
土地家屋調査士2013年オリジナルカレンダー
- 35 ちょうさし俳壇
- 36 ネットワーク50
鹿児島会
- 39 公嘱協会情報 Vol.95
- 40 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
電子証明書
知っておきたい！ ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

法制定60周年を経過した土地家屋調査士制度。今、私たちが制度の存続と更なる発展を考えると、専門資格者として国民の信頼に応えていくには、土地家屋調査士の事務所経営基盤の確立と日常業務の適正さの確保が必要です。

昨年度の会報では、事務所経営面をテーマとした連載を掲載してきました。広報部では、その続編として今年度は、国民の信頼に応える資格者をテーマとして、実際の業務に携わる中で関連する他法令やその資格者との関係、不動産利活用や相隣関係等で起こり得るさまざまな法律問題を想定し、土地家屋調査士業務の範囲外でも必要最小限理解しておくべき知識、理解しておいたほうが良い知識等(業務編)をシリーズとして掲載することを企画しました。

この連載企画が、揺れ動く国内外の社会・経済環境にあって、時代にあった資格者であるために、私たちの専門性が果たす役割、新時代のニーズに応えるべくあるべき将来像を会員一人一人が考える機会となることを期待します。

第1回 建築基準法上の「道路」のはなし

宮城県土地家屋調査士会相談役 一級建築士 亀山 一宏

土地家屋調査士の業務は、直接・間接を問わず道路に関係するところは非常に多く、道路に関する正しい知識と運用を身につけることは、土地に関する近い将来の紛争を予防する意味でも必要な知識だと思います。

はじめに

建築基準法で定められている「道路」は、法第42条に「幅員4m(特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する区域内については6m)以上のものをいう。」と定義されている。

法第42条は、建築基準法の集団規定である法第3章に属し、「都市計画区域及び準都市計画区域内に限り摘要する。」こととなっている。しかし、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域についても「区域を指定して地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で敷地と道路について必要な制限を定めることができる。」ことになっているので注意が必要である。

建築基準法上の道路

法第42条で規定される道路は7種類あるが、建築基準法の条文は解りにくいので条文を表にまとめてみる。

法第42条で規定する道路

法第42条第1項	第1号道路	道路法による道路
	第2号道路	都市計画法・土地区画整理法等による道路
	第3号道路	この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
	第4号道路	道路法・都市計画法・土地区画整理法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
	第5号道路	政令で定める基準に適合する道で、特定行政庁からその位置の指定を受けたもの(位置指定道路)

法第42条第2項道路	この章の規定が適用されるに至った際幅員4 m未満の道路で特定行政庁が指定したもの
法第42条第3項道路	特定行政庁は、やむを得ない場合においては、幅員4 m未満2.7 m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる

1、法第42条第1項道路

(1) 法第42条第1項第1号道路

国道、県道、都道、市道など道路法による道路で、いわゆる「公道」と呼ばれるものである。

(2) 法第42条第1項第2号道路

都市計画法・土地区画整理法・旧住宅地造成事業に関する法律・都市再開発法・新都市基盤整備法・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別処置法・密集市街地整備法などにより築造された道路で、都市計画法による開発行為により築造された道路がこれに該当する。

一般的には、第2号道路として築造された道路が国や地方公共団体に移管された時には第1号道路扱いとなる。

(3) 法第42条第1項第3号道路

建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に存在する道で、幅員が4 m以上の道である。公道、私道にとらわれず基準時に幅員として4 m以上確保され、道路として一般の交通の用に供されていることが必要で、第2項道路のように建築物が建ち並んでいる必要はない。従って法定外公共物である道で幅員4 m以上の一般の交通の用に供されている道路は、これに該当する。

第3号道路の基準時は、建築基準法の施行日以前に都市計画区域の指定を受けていた地域は、昭和25年11月23日であり、それ以外の地域は、都市計画区域に指定された日となる。(ちなみに仙台市では、旧仙台市内は昭和25年11月23日であり、旧泉市・旧秋保町・旧宮城町は昭和41年3月2日である。)

(4) 法第42条第1項第4号道路

道路法・都市計画法・土地区画整理法・都市再開発法・新都市基盤整備法・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法・密集市街地整備法による新設・変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定で、特定行政庁が指定したものである。

道路法・都市計画法などによる新設又は変更の計画道路で、道路として実態がなくとも、特定行政庁が指定することにより道路と見なすものである。したがって計画道路に接道する敷地に計画される建築物は、建築基準法の道路による規制を受けることになる。

第4号道路に指定されたにもかかわらず2年経っても事業が執行されない場合でも、指定が取り消されない限り有効である。

(5) 法第42条第1項第5号道路

いわゆる「位置指定道路」である。土地を建築物の敷地として利用する目的で、政令で定める基準に適合する道として、築造しようとする者が特定行政庁に申請し、その位置の指定を受けたもの。

位置指定道路に関する業務は、土地家屋調査士が取り扱うことが多い。これは、土地の境界の確定や、必ずしも指定を受ける土地を分筆する必要はないが、指定道路の境界を明確にしておいた方が将来の紛争を未然に防止する意味でも、分筆することが多いことが望ましい。また、利害関係人や権利者の承諾を得ることは土地家屋調査士の得意とする分野でもあるので、土地家屋調査士が取り扱うことの方が特定行政庁の信頼も厚いようである。

a、政令で定める基準は、建築基準法施行令第144条の4に規定されている。令第144条の4第1項第1号には、原則として両端が他の道路(位置指定道路は除く)に接続していることが求められているが、但し書きにより、次のイからホまでの一に該当する場合、「袋路状道路」が認められている。

イ、延長が35 m以下の場合。(幅員6 m未満の既存袋路状道路に接続する場合はこの部分の延長を含む。)[図-1 参照]

ロ、自動車の回転に支障のない公園・広場などに接続している場合[図-2 参照]

ハ、延長が35 mを超える場合、終端及び35 m以内毎に、国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の回転広場を設けたもの。(基準は昭和45年建設省告示第1837号による。)ただし、運用・取扱いについては特定行政庁の条例で定められているので注意が必要である。

「図—3参照」

ニ、幅員が6 m以上の場合

ホ、特定行政庁が避難・通行の安全上支障がないと認めた場合

b、令第144条の4第1項第2号には、すみ切りについて定められているが運用・取扱いについては特定行政庁に任されている部分が多い。「図—4参照」

c、同条同項第3号から第5号までは、道路の構造について定められている。砂利敷その他ぬかるみとしない構造であること、縦断勾配が12%以下であること、階段状でないもの、及び道、敷地の排水に必要な側溝、街渠等の施設を設けたもの等が定められている。

d、同条第2項及び第3項には、地方公共団体が、条例により前項各号による基準と異なる基準を定めることができること、また、緩和する場合には国土交通大臣の承認を得ることとなっている。したがって、位置指定道路の申請をする場合は地方

公共団体との打合せが不可欠である。

e、不完全な位置指定道路の取扱い

この問題は、いろいろな事情を抱えていることが多いので一概にいえませんが、特定行政庁が取扱指針を定めている場合が多い。

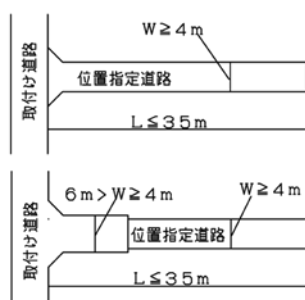
仙台市の私道取扱指針では、幅員又は、指定長さ等が相違する場合は、利害関係人から復元する旨の協議を行い、協議書及び誓約書を提出することになる。当然に建替えや、増改築等、建築行為を行う場合は復元整備することになる。

f、変更・廃止について

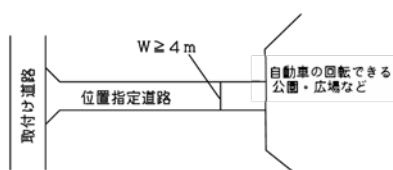
私道であり、土地に権利を有する者が、通行の利益のために築造されたものであるので原則として変更・廃止はできる。しかし、法第43条(接道義務)に抵触する敷地が生じる場合、一般の交通の用に供されていて通り抜け道路の場合、関係権利者の承諾がないときや一部だけ廃止する場合に道路として残る部分が基準に適合しなくなる場合は変更・廃止はできない。

2、法第42条第2項道路

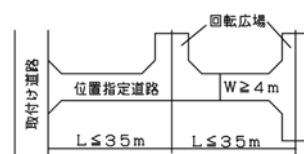
法第3章の規定が適用される以前から、建物が立ち並んでいる幅員4.00 m未満の道で、特定行政庁が指定したものは法第42条第1項の道路とみなし、道路の中心線からの水平距離2.00 mの線を道路の



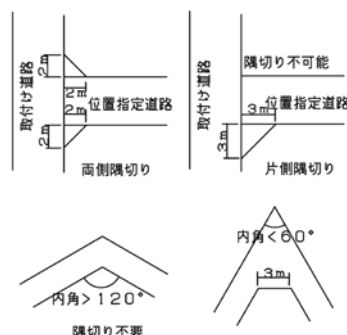
図—1



図—2



図—3



図—4

境界とみなす。ただし対向地が崖・川・線路敷地の場合はその境界から水平距離4.00 mの線を道路の境界とみなす。したがって、この項の道路は、「みなし道路」とも呼ばれている。

古い市街地には、幅員4.00 m未満の道路が多く存在している、4.00 m以上なければ道路と認めないとすれば、それを利用している宅地は建築することができないことになる。これを救済するために設けられた規定であり、第3号道路の救済処置である。したがって、基準時は第3号道路と同じである。では、「建物が立ち並んでいる」とはどんな状況をいうのか、仙台市の私道取扱指針では、基準時に少なくとも建築物が3戸かつ3棟以上存在し、一般通行の用に供されていることが必要となっている。また、第2項道路は、特定行政庁が職権により、一括で指定するものが一般的であるが、関係権利者からの申請に基づいて指定することも可能である。

第2項道路は、袋地状であっても、また、道路の延長が長いからといって認定を拒否されることはないが、特定行政庁の判断がそこに介入することになる。では、道路として必要がなくなった場合に第2項道路の廃止はできるのだろうか。建築基準法には第2項道路の廃止に関する規定はないが、私道に関しては、行政処分の撤回等の廃止処分手続の上、その告示が必要となる。

建築基準法には規定はないが、仙台市の私道取扱指針では、第2項道路の規定に該当せず、かつ当該道路に接して、早急な移転が容易でない建築物があるため、位置指定道路の申請手続が困難な場合は、一定の条件を満たす場合には「協定道路」として、暫定的に道路扱いとする規定がある。協定道路は、あくまで位置指定道路の申請手続をするまでの暫定処置である。

3、法第42条第3項道路

特定行政庁は、土地の状況によりやむを得ない場合においては、「第2項道路の規定にかかわらず」道路の中心線からの水平距離2.00 m未満、1.35 m以上の範囲内において、対向地が崖地等の場合はその境界から水平距離4.00 m未満、2.70 m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。したがって、第3項道路は第2項道路

の規定が適用できない場合の救済処置であり、「水平指定道路」とも呼ばれている。

旧市街地には、大正8年に制定された市街地建築物法の時代に道路の最低幅員を2.70 mと規定していた、そのため昭和13年に改正されるまでの間、道路幅員の最低基準は2.70 mであったので、旧市街地には2.70 mから4.00 m未満の道路が多く残されることになった。こうした地域の建築物への緩和処置として第3項の特例規定が設けられたと思われる。

国土交通省は、平成16年に法第42条第3項の運用通知を出している、「地域の歴史的文化を継承し路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生を図る場合や密集市街地内の老朽化した木造建築物の建替えの促進を図る場合について、特定行政庁がその指定を考慮することは差し支えない。」としているので「水平指定道路」もこれから指定も受けやすくなるのではないと思われる。

おわりに

建築基準法上の道路には、「公道」と「私道」があり、特に私道については、通行が妨害されるという事件がたまに起こることがある。特定行政庁の指定を受けた位置指定道路や第2項道路等には維持管理に公法上の義務が課されているので公道に準じた取扱いになるべきで、通行を制限すべきではない。

通路については「袋地通行権(囲繞地通行権)」や「通行地役権」など、宅地に関する通行権の問題もあるが今回はふれないこととした。

建築基準法第42条の説明には、文章で説明するよりは「図解」や「事例」が一番解りやすいのであるが紙面の制限があるので解りにくい点は勘弁願いたい。

終わりに当たり、東日本大震災におきましては、連合会をはじめ全国の土地家屋調査士の皆さんから、多大な義援金や援助物資を頂きましたことに感謝申し上げます。復興業務の繁多な中での執筆、意の尽くせない部分もあると思いますがご理解ください。

異色土地家屋調査士のライフスタイル

鈴鹿8耐ライダー

愛知県土地家屋調査士会 名古屋西支部 小島 一晃

土地家屋調査士兼MFJ（日本モーターサイクルスポーツ協会）国際ライダー小島一晃です。日本で行われるオートバイの最高峰の耐久レースFIM世界耐久選手権シリーズ“コカ・コーラ ゼロ”鈴鹿8時間耐久ロードレース、知っていますか？

全国の土地家屋調査士の皆様、初めまして、愛知会名古屋西支部所属の小島一晃と申します。平成18年に開業し、今年で7年目です。単位会では理事をやらせていただき、既に3期目になりました。中部ブロック協議会のオンライン推進リーダーに就任させていただいております。諸先輩方の御指導もあり、大好きな土地家屋調査士業を謳歌しております。

バイクとの出会い

私は小学校から大学まで広島に住んでおりました。オートバイのレースを始めたのは大学浪人中の1988年にスクーターレースに出場したのが初めてでした。そしてバイクを乗り始めてから半年で、120台がエントリーするNSR50 ノーマルクラスで優勝することができ、レースの虜となりました。

ミニバイクからロードレースへ

ミニバイクレースをしていた仲間が西日本サーキットに行くようになり、私もロードレースに出場しようと思いました。友人の紹介で“あのねのね”の清水國明さんのレーシングチーム“國武舞レーシング”に入り、そこから私のロードレース人生が始まりました。同時にこの頃から鈴鹿8耐に出場することを夢に思うようになりました。ライセンスもノービス(NB)からジュニア(NA)に上がり、全日本選手権に出場するようになっていました。しかし、'93年に次年度のマシンを購入することができなくなり、レースからの引退を考え広島から親元の名古屋へ移住することにしました。



広島から名古屋へ、そして、土地家屋調査士との出会い

広島に住んでいた当時、車の登録関係の仕事をしていたので、行政書士事務所の募集を探しましたがなかなか見つからず、やっと土地家屋調査士と行政書士という事務所を見つけたので、“土地家屋…？”「まあ、何でもいいや。行政書士の仕事ができるなら。」ということでその事務所で勤めることになりましたが、実際には測量の仕事が中心でした。「この仕事、面白い！この仕事をやろう！」と思い、これが私の土地家屋調査士との出会いでした。

私は名古屋に来たら二度とバイクには乗らない決意でしたが、勤めていた事務所の側にバイクショップがあり、懐かしいミニバイクレース仕様のNSR50を飾ってありました。ある日、そのバイクショップの前を通りかかったところ、吸い込まれるようにその店内に入っていく、鈴鹿8耐のパートナーでありチームオーナーである樋口との出会いがありました。そこに出入りするようになり、ミニバイクレースに復帰することになりました。'95年から'99年までミニバイクレースをやりました。中部選手権では、予選はポールポジション、決勝は2位か3位というような私の人生を表すようなレースばかりでしたが、そんな時、'99年にチームが鈴鹿8耐にエントリーし決勝を走ってしまいました。それを見た私は、「俺も8耐に出よう。」と決意し、ロードレースに復帰しました。

サラリーマンの鈴鹿8耐出場

’98年に測量専門学校を卒業し、27歳で中堅建設コンサルに入社しました。仕事も順調でいろんなことを体験させていただき、今の仕事の基礎となっております。

さて、いざ鈴鹿8耐に出ようと思っても、MFJ（日本モーターサイクル協会）ライセンスは更新していなかったのが国内ライダー（NB）に自動降格していました。鈴鹿8耐に出るには国際ライダー（IA）にならなければいけません。しかし、自分のマシンは無く、また所有するだけのお金も無かったので、人にバイクを貸してもらい、そのマシンでレースに出て昇格を目指しました。2000年は毎回違うクラス、毎回違う単車で出場し、すべて入賞しました。鈴鹿4耐の優勝もあり、2001年、国際ライダーに昇格しました。ついに念願の鈴鹿8耐へ出場できることとなったのです。

2001年の鈴鹿8耐はエントリー方法が複雑で4つのクラス（スーパーバイク、SNK、SP、ST）が混走するレースでした。弱小チームの我が“T・モトキッズ”はまともに勝負しても予選落ちの20台の中に入ってしまう状況でした。一番エントリー台数の少ないクラス“SP”でエントリーしました。結果、予選通過65台（残り5台は主催者推薦）中65位、逆ポールポジションで予選通過となりました。決勝は、SPクラス3位、総合で33位でした。

2003年、念願の02‘YZF-R1を購入し、スペシャルキットパーツを組み込み、ストレートスピードはワークスと変わらないバイクを作ることができました。鈴鹿の練習枠があるときは平日でも休日でも関係なく、時間も注ぎ込みました。レースウィークの1か月前、ヤマハの特別走行会でタイムアタック中に最終コーナーでハイサイド。頭を打ち、救護室へ運ばれ、診断は脳震盪と左小指骨折、薬指腱断絶。クラッチが握れなくなりました。医者の診断では、「何とかなるでしょ。」とのこと。1か月で何とか治り、レース本番に間に合いました。いよいよ予選。TOPタイム5秒落ちの自己ベストを2秒上回る2分14秒を出したのですが、マシントラブルで3週目のみのタイムアタックでした。なんとか予選は60位で通過し、決勝は転倒もありましたが44位で完走。一番充実した鈴鹿8耐でした。

開業、異色土地家屋調査士の鈴鹿8耐

会社の業務に専念し、立場も変わり積極的に業務を遂行しておりました。ちょうど、お付き合いのあつ

た土地家屋調査士さんから“一緒に会社をつくろう”というお声掛けを頂き、3人で土地家屋調査士法人を始めました。現在は土地家屋調査士4名、他6名の規模になり、鈴鹿に戻ってもいいような環境ができてきました。

2009年6月に鈴鹿300 km レースがあり、メカニックで手伝っていたところ、樋口から、「8耐のライダーが居ないから、8耐に出ろ。」との命令。そして、愛知県土地家屋調査士会の会員有志の方、名古屋商工会若鯨会の有志の方、あいち土業ネットワークの有志の方、その他約60名の方の御賛同を頂き、資金面もクリアし出場することになりました。只、準備期間があまりにも短く、練習は1回でレースウィークに突入しました。

予選時にリヤホイルが破損するという少しゾッとするようなトラブルもありましたが、ブービー賞で予選通過となり、決勝戦へ進むこととなりました。

決勝結果は26位という快挙で、6年前の8耐の時にはいなかった息子と花火を見ることができました。何の知識もないミニバイクレース中心だったこのチームでここまで来られたのは、「継続は力なり。」ではないでしょうか。

2011年は年初から鈴鹿8耐参戦を表明。準備を進めてきましたが、直前の6月からの走行と、マシンも09‘YZF-R1になっており準備不足感が漂っていましたが、なんとか決勝へ臨むことができました。気合を入れ、皮つなぎも新調し、背中に“土地家屋調査士”の文字を入れました。

予選は52台中49位、決勝は完走43台中40位でした。

2011年で完全引退を考えていたのでそのつもりで周りに話していましたが、引退を惜しむ声と、“来年も是非、鈴鹿に連れて行ってくれ”という声を頂きました。土地家屋調査士の制度広報のためにも今年2012年鈴鹿8耐にエントリーします。土地家屋調査士という資格を一人でも多くの方に認識していただけるように、8万人が集まる鈴鹿8耐で広報して参りたいと思いますので御賛同の程、宜しくお願いいたします。



G空間EXPO2012 プレイベント

地理空間情報に係る産学官連携強化シンポジウム in 北海道 ～地図情報と測位情報の融合による新たなサービス創出に向けて～

『G空間EXPO2012』のプレイベントとして、首都圏、九州、沖縄に続き、国土交通省主催により『地理空間情報に係る産学官連携強化シンポジウム in 北海道～地図情報と測位情報の融合による新たなサービス創出に向けて～』と題して、平成24年2月15日、札幌市の北海道大学学術交流会館で開催された。会場には例年にない寒波にも拘わらず、札幌、帯広をはじめとする北海道各地からの若手の土地家屋調査士の出席もあった。このG空間EXPO実行委員会には、内閣官房をはじめ1府7省庁(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)と国土地理院の10の組織に、独立行政法人を加えた「官」と「学」に、「産」の一員として日本土地家屋調査士会連合会が参加している。

定刻、主催者の国土交通省から伊藤夏生氏の挨拶で開会し、北海道大学大学院文学研究科の橋本雄一教授による基調講演『地理空間情報の新たな活用と展望』が行われた。地理空間情報とは、現実世界をモデル化した位置情報付きの「データ」であり、GIS(=地理情報システム)とは、コンピュータ上で白地図データと属性データを統合し検索・分析・表示できるようにした「システム」であると説明された。そして地理空間情報の活用に関する国家計画の推移の中で「地理空間情報」「GIS・地理情報システム」「衛星測位」の3つがセットとして進められ、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使い、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる地理空間情報高度活用社会の実現を謳った(地理空間情報活用推進基本計画)。そこから国土の利用、整備・保全(防災を含む)、行政の効率化・高度化、国民生活の安全安心、新たな産業・サービスの創出をめざす。とりわけ防災分野では、GIS、衛星測位の活用により大きな効果を期待できるとされていた。

講演の冒頭では、地震・津波・火山の噴火などは、災害ですか？という問いに、もし人間がいない土地で起こったら、それは災害ではないかもしれない。それは自然現象であり、人間の生活に対して、人的被害や経済的被害を与えたときに災害となる。つまり人間による行為の結果、その社会的脆弱性から災害が起こる。災害が起きる土地に住んでいるのだから、常に備える必要がある。そのために地理空間情

報を活用し、どのような危険があるかを考える。

東北地方太平洋沖地震が、三陸沖を震源として、平成23年3月11日14時46分に発生した。東北地方を中心に強い揺れによる被害をもたらしたほか、東日本の太平洋沿岸の広い範囲で津波による甚大な被害をもたらした。震災発生後には、民間(Google)からの地図情報の発信が行われた。その時、橋本研究室では、震災発生の4日目から国土地理院の基盤地図情報を使い情報発信を行った。岩手県大船渡の被害状況につき発信した情報が、会場で紹介された。津波の起きた翌日の空中写真をダウンロードし、さらに10mモデルの標高をダウンロードする。これを重ねて状況を分析する。震災後の航空写真に、基盤地図情報を重ねることで、どこに、何があったかがわかる。そこに標高を重ねる。三陸海岸の特徴として、標高5mから10mのところ段丘崖があり、標高5mくらいのところまで、家が押し流されたことがわかる。海岸からの距離を重ねることで、大船渡では海岸からの700mくらいの範囲で、家が押し流されたことがわかった。このことは、いくつかの新聞でも紹介されている。さらに細かく見ると、段丘崖にも谷筋があり、そこに津波が入って、家を流していることが、重ね合わせた画像から読み取れる。また避難場所で被災したところでは、岩手県陸前高田市、宮城県南三陸町が紹介された。ここでも標高5m以下で被害を受けている。宮城県石巻市の大川小学校の場合も紹介された。

では北海道は大丈夫か？北海道の安全を考えようとしたとき、同じような地形が釧路にある。ほかにも同じようなところが多いが、釧路市の場合、橋を渡らないと高台に逃げられないところに、7か所もの避難場所がある。指定避難場所に逃げ込んでも津波が来たという東日本大震災の教訓を北海道の防災計画に活かさないと同じようなことになるかもしれない。北海道の災害危険度はどうか、ということについては、地形学、地質学からさまざまな研究がされ、成果があげられている。しかし、この断層が動いたら、このプレートが動いたらという震源想定だけではなく、津波想定も必要である。それは、釧路、根室、室蘭、函館等沿岸部に都市がある北海道では、危険に対して、より備えなければならない。

また雪の影響も考えなければならない。札幌の場合、津波を想定してみると、5mの津波で(仙台空港の津波を札幌に置き換えてみると)丘珠空港くらいまで水をかぶるというデータが紹介された。また地形データと津波想定データをかさねると、市役所が海岸べりに立地する室蘭市、函館市、北斗市は、非常に危ないと指摘する。また危ないところに何人ぐらい人が住んでいるのか。そこに住む高齢者、特に後期高齢者の数、どう避難するか、画像が示された。

地理空間情報の活用とは、津波・地震・自然現象に関する研究者による高度な研究成果(マクロなデータ)と町内会等の人との避難訓練の研究(ミクロなデータ)をつなぐ情報に関する研究。その地理空間情報を扱う研究者が厚く存在して、マクロなデータをミクロなデータにもっていくことが、防災すなわち避難・救助につながる、と結論づける。

後半では、橋本教授がコーディネーターを務め、産学官からのそれぞれの立場から地理空間情報との関わりについての報告がなされた。農業分野について、北海道土地改良事業団体連合会水土里情報センター長の菅原正弘氏から農業・農村の振興に向けた農地等の地図情報利活用の取組みについての報告がされた。水土里情報とは、農地や水利施設等に関する地図情報および農地情報のデータベースを表した造語であることも紹介された。酪農学園大学農食環境学群・環境共生学類教授の金子正美氏から農業・環境分野におけるリモートセンシング、GIS(地理

情報システム)、ICT(情報通信技術)等先進的情報技術の実践的活用に向けた研究及びその成果の普及促進と人材育成についての報告があった。岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室長の黄瀬信之氏から、自治体として住民生活の質的向上と地域経済の活性化に向けた連携につき、岩見沢市での情報関連の取組みとしてデータ・センターが紹介された。また独自の施策としての児童見守り支援システムの運用と高齢者サポート事業が紹介された。最後に、国として主催者である国土交通省国土政策局国土情報課地理空間情報活用推進官の伊藤夏生氏から平成24年度から5か年を計画期間とする新たな地理空間情報活用推進基本計画が紹介された。

先の東日本大震災における津波のもたらした災害を分析した学術的な報告が非常に強い講演であり、報道で発表されていない画像も多く含まれていた。また北海道各都市における危険度も視野に入れ、そこからの災害を想定しての防災分野における地理空間情報の活用について画像にもとづき紹介された。土地家屋調査士が専門とする筆界に関する情報は、地理空間情報における基盤地図情報における境界の情報と重なるところでもあり、6月21日から3日間にわたりパシフィコ横浜で開催される『G空間EXPO2012』における今後の地理空間情報の展開は興味深いところである。

広報員 中原章博(札幌会)



「3D画像地図アーカイブ利用による 不動産登記法第14条第1項地図作成に関する研究会」について

連合会広報部 眞鍋 健

日時：平成24年3月20日(火) 13時～17時

場所：福井大学教育地域科学部 地域政策講座 月原研究室

会議出席者(敬称略)

福井大学 教授	月原敏博、准教授 博士(文学) 門井直哉
福井県土地家屋調査士会 会長	戸田昌浩、副会長 南部義信、副会長 山崎勇二、 公図研究員 青山勉
岐阜県土地家屋調査士会 会員	馬淵良一、会員 飯沼健悟
香川県土地家屋調査士会 会員	塚田利和
協力企業 ジオネット株式会社 代表取締役	長谷川博幸
日本土地家屋調査士会連合会 研究所所長	小野伸秋、広報部 眞鍋健

はじめに

日本土地家屋調査士会連合会研究所の小野所長から、『福井大学の月原研究室において「3D画像地図アーカイブ」を構築中で、このシステムは不動産登記法第14条地図作成作業や地籍調査の強力なツールになるばかりか、それ以上の可能性を秘めている』との情報を得ましたので、取材をいたしました。

月原研究室では、このシステムを実務へ応用して社会一般に役立てうる分野の一つが土地家屋調査士の行う業務であり、特に不動産登記法第14条地図作成方法の改善改革においては、その可能性が非常に高いと考えておられます。また、土地家屋調査士側は更にその延長線上に筆界特定や境界鑑定の資料となりうる可能性は十分にあると考えています。福

井県及び岐阜県土地家屋調査士会並びに日本土地家屋調査士会連合会研究所は、不動産登記法第14条地図及び地籍図等に詳しい専門家としての立場から、「3D画像地図アーカイブ」が実務レベルで強力なツールとなるよう、同研究室と意見交換や協議を重ねてきました。

今回はその研究内容と土地家屋調査士の技術的将来を予測するため、日調連研究所の小野所長に同行し、福井大学まで取材に行くことになりました。

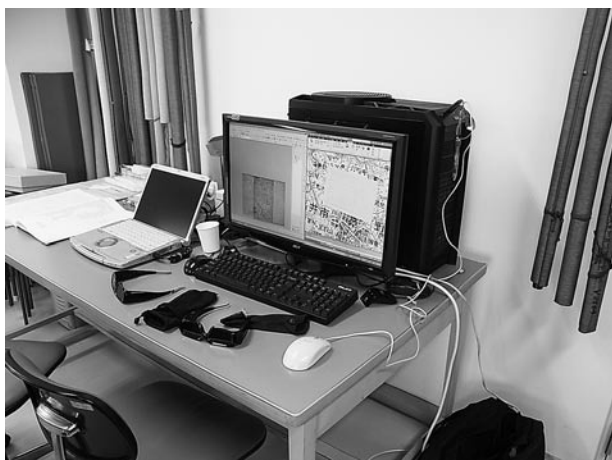
蛇足ではありますが、筆者が持ち合わせる空中写真及び写真測量に関する知識は、学生の頃に少し勉強した程度です。筆界鑑定等の実務で空中写真を利用する場合等は、専門家の手ほどきを受けています。従って、このレポートにおいては、筆者の目線でできるだけ簡易な表現を用いて書きたいと思いますので、その前提として、基本的な二つの用語について、説明します。

「3D画像地図アーカイブ」とは

文字どおり、3次元の画像(空中写真)を時系列に纏めたデータ集のことです。ご存じのように、国土地理院はホームページにて「国土変遷アーカイブ」と称して空中写真を時系列に公開していますが、簡単に例えるなら、これの3次元版といえます。パソコン画面と3Dメガネで、高低差を実際の数倍にデフォルメした空中写真の画像地図は驚くほど鮮明で、そのベースが戦後に米軍が撮影した空中写真と聴き、更に驚かされました。勿論、近年までの空中写真を



研究室での会議風景



3D画像地図化して年度ごとの比較が可能です。

「オルソ画像」とは

単純に飛行機から地上を撮影しただけの画像であれば、出来上がった写真はカメラレンズと対象物ごとの距離の差により歪みが生じることは簡単に理解できます。例えば、カメラレンズの真下でない高層ビルなどは、写真中心から外方向へビルの高さが反映され、歪んだ画像となります。これは、空中写真がカメラレンズによる中心投影であることに起因します。空中写真を歪みのない画像に変換し、正しい位置情報を付与したものを「オルソ画像」といいます。オルソ画像は正射投影となり、すべての対象物を真上から見たものとなります。言い換えれば、我々が日頃作成する「現況平面図」(しかも広範囲で)を画像化(写真化)したものと捉えてよいでしょう。技術的には、昭和21年以降に米国が撮影した空中写真も、オルソ画像化できるのです。研究室が構築するシステムの「3D画像地図アーカイブ」においては、空中写真をオルソ画像化したものを使用します。

【研究内容詳細】

1. 昭和21年米軍撮影の空中写真等をベースにオルソ画像化したものを、公図等と重ね合わせることで地籍調査事業への有効利用は可能か？

福井県は明治9年の改租図の精度が良いため地図更正を行っていない全国でも希な地域である。よって、高度成長期に乱開発した地域においても改租図からの筆界復元は可能であることから、オ

ルソ画像化した空中写真に土地台帳附属地図を重ね合わせれば、昭和21年当時の現況に明治の筆界線が投影されることになる。この手法は、筆界復元や公図(地籍図)の作成においては非常に有効な手段となると考えられる。

更に、画像地図をアーカイブ化することにより、地勢や市街化状況の変遷を把握することができるばかりか、日常の登記業務における地目変更や建物表題・滅失に利用可能であると思われ、更には災害復興でも有効な手段となる。

2. 明治9年の改租図が多くあり、オルソ画像化した空中写真と重ね合わせるができるが、地図の復元精度については如何に取り扱うのか？

福井県の市街地部分の地図は高精度であるが、面積は明治12年以降に再度地押しを強制されている。また、山間部では別の公図があり明治9年までは作成されていなかったもので、同様な精度はなく粗雑なものがあるので注意が必要とのこと。更に尾根・谷線等と、短冊の線などは精度が異なるので注意が必要である。

3. 米軍撮影の空中写真以外にも多くの空中写真が全国にあるが、このような空中写真を3次元モデル化及びオルソ画像を作成することにより、どのような利用法が考えられるか？

昨年の東日本大震災により、不動産の履歴情報(使用形態や地目の変遷、都市開発等の経緯等)を重要視しようとする機運が高まってきている。土地家屋調査士業務において不動産の安全な取引に関与する立場から、次のような利用が考えられる。

- ・河川及び池沼の埋立地の有無や変遷
- ・土地改良や区画整理事業による道路や河川の付替え
- ・埋立地における液状化現象の履歴と傾向及び予測
- ・過去の震災による断層地帯の特定が可能

つまり、国民にとっては高額な不動産という買い物を行うのに、これらの情報が簡単に入手できず確認できない現状を考えると、空中写真の3次元モデル化及びオルソ画像化による情報共有と発信は、将来性と有用性があるものといえる。

4. 高度を低く飛んで撮影した空中写真があれば、これをオルソ画像地図化することにより約1センチ精度で数値データが得られることから、土地家

屋調査士が行う日常業務としての調査測量(用地測量)での利用は可能か？

世界レベルではランドサーベヤーが既に行っているが、日本では写真測量の普及と高度な利活用が遅れている状況である。実験では低高度でヘリコプターを飛ばし、高精度で用地測量のオーダーに耐えられる成果が作成できることが確認されている。(飛行機での低高度飛行による撮影は、飛行速度的に無理であり、今後はより低コスト化するため、ラジコンヘリ等も使用可能と予測されている。)土地家屋調査士がこのような技術とシステムを安価に利用できる時代が目の前に来ていることを認識できた。

これからの研究課題(テーマ)

1. 境界鑑定や筆界特定での利用の研究を行う。これには土地家屋調査士が協力体制をとり、福井大学側の理解と協力をお願いする。
2. 福井大学として、これら研究成果を用いた不動産登記法第14条地図作成作業の方法を、関係省庁に提案できるような研究をしていく予定である。

る、その際には土地家屋調査士会側は積極的に協力を行う。

3. その他、公図の精度やその特性について不明なことがあった場合、福井大学に協力する。

その他報告事項

福井大学には多くの古文書が所蔵されており、今回は月原先生のご厚意によりこれらを目の当たりにすることができました。その量たるや、相当なものです。中部6県では中部地籍研究会が組織され、土地家屋調査士法第25条第2項の研究を各月毎に3年間にわたり行っていて、冊子に纏めてきたそうですが、見つからなかった資料が多く見つかったとのことでした。

今回の取材においては、本研究に多大な技術提供を行われているジオネット株式会社の代表取締役長谷川博幸様にご協力いただきましたことを、申し添えます。

ジオネット株式会社

<http://www.geonetz.com/index.html>



地租改正時からの文献が多く出てきました、土地家屋調査士にとっては宝の山です

我が会の会員自慢

VOL. 04

滋賀会 『コミュニティ・アーキテクトとして』

滋賀県土地家屋調査士会 西村 和洋

「我が会の会員自慢」今回は当会の西村和洋会員を紹介いたします。西村会員は平成15年に当会に入会し、現在は社会事業部理事として会務に尽力いただいております。私が広報部員の時に、西村会員と共に広報部として活動をしたこともあり、何事にも前向きに取り組んでいたように感じておりました。

土地家屋調査士の社会でのあり方を、滋賀県立大学や滋賀県とNPO活動をされている彼からの視点を交え紹介できればと思います。本来私たちが見ている視点とは別のところから「土地家屋調査士」を観察することも必要であるようにも思います。

滋賀県土地家屋調査士会 広報部長 竹中 靖雄

そもそものきっかけは滋賀県立大学 曾我学長(当時)のインタビュー記事を読んだことが「コミュニティ・アーキテクト」との邂逅だったと記憶しています。今から6～7年も前のことになると思います。とりあえずそれがきっかけで滋賀県立大学近江環人地域再生学座を受講し、検定試験に合格し、晴れて「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号をいただき現在に至っております。

土地家屋調査士の皆さんの中には初めて「コミュニティ・アーキテクト」という言葉を目にされた方も多いと思います。一応定義めいたものを書きますと「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」とは、湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、環境と調和した循環型地域社会を形成するために、地域診断(環境、防災、土地利用、景観、資源、エネルギー等)

からまちづくり(コミュニティ活性化、環境改善、市街地再生、地域文化育成等)への展開をオーガナイズする新たな職能」(滋賀県立大学HPより)とあります。

滋賀県を他県に置き換えていただいても、そう違いはないと考えますが、要は「自治体と地域住民とを媒介する役割を持つまちづくりの専門家」ということです。「ないものねだりから、あるもの探しへ」は現在のまちづくりのキーワードですが、外来のものを無条件に導入してきたこれまでの反省し、地域で受け継がれてきた文化を継承し、育て、それをもって持続可能な地域づくりの核とする、その「古くて、新しい地域づくり」のリーダーとしての資質を備えた人材が「コミュニティ・アーキテクト」なのです。

さらに現在、滋賀県におきまして「コミュニティ・



環人ネット主催 未来戦略サロン(右上は嘉田滋賀県知事)



環人ネット主催 地域人学生交流会

アーキテクト(近江環人)」の称号取得者を中心にコミュニティ・アーキテクトの理念を組織として実現すべくNPO(名称 NPO法人環人ネット)が結成されました。このNPOでは大学と地域の媒介となり、職業としての「コミュニティ・アーキテクト」の可能性を社会で広げていく活動を行っています。

実際の事業としては古民家を改修し、学生シェアハウスとして利用していく活動を行ったり、コミュニティビジネスの研究会を開催したり、といった自主事業から、滋賀県立大学での講義のお手伝いや滋賀県庁との共同による「未来戦略サロン」運営など多岐にわたる活動を行っています。

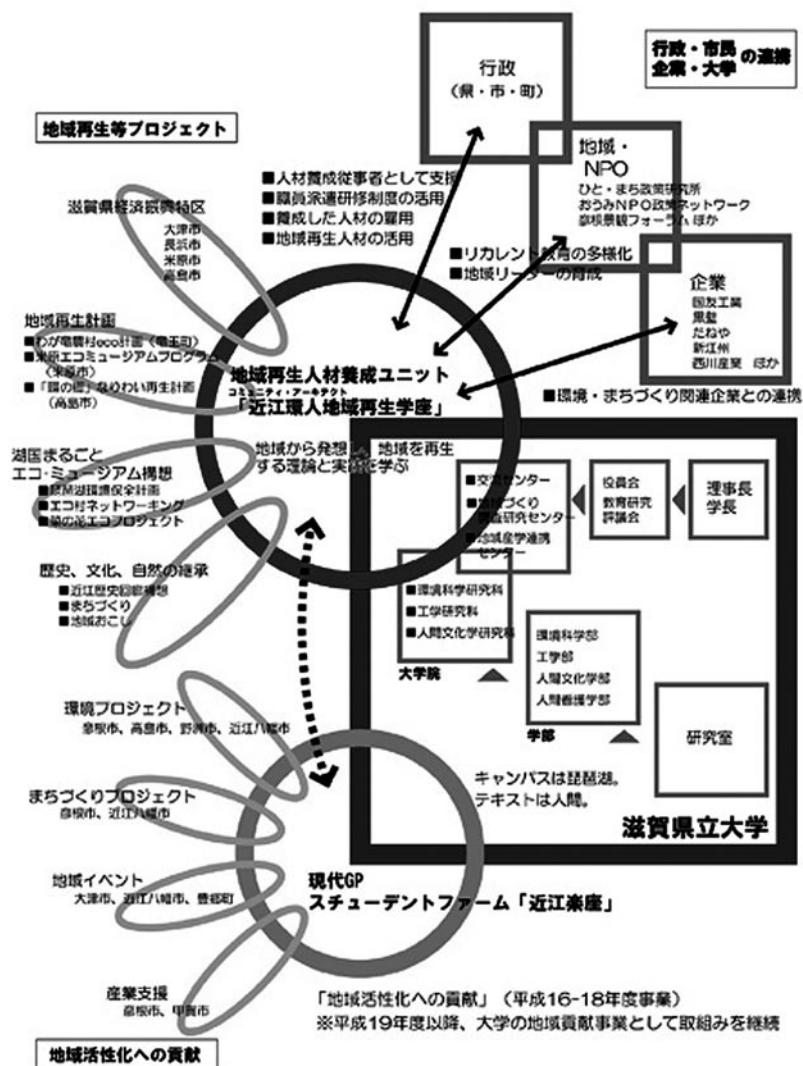
ここまで読まれて「土地家屋調査士とはあまり関係ないなあ～」と思われる方もおられるかもしれません。また土地家屋調査士としては古い建物などは残さず、できるだけ短いスパンで壊し、どんどん新築していただいた方が懐具合?もよくなるのかと思

います。

しかし一個人として広く社会に目を向けると、社会が持続可能なものになるように、いいものを長く使う、地域固有の文化を大切にする、という発想こそが元気がないといわれる地方に今、求められているように感じます。

地方も含め、満遍なく地域に広がる土地家屋調査士の皆様は停滞している地域の現状もよくご存知かと思います。地域に根をはる土地家屋調査士一人一人が地域のために、という発想で小さなチャレンジをしていただければ、それは既に「コミュニティ・アーキテクト」の活動です。

参考になりましたかどうかはわかりませんが、地域の再生に土地家屋調査士なりの立場で参画できるよう、今後とも私なりに考え、発信していきたいと考えております。





秋田会

『アウトドアスクールの子供たち』

秋田県土地家屋調査士会 大村田 稔

我が会の会員自慢として秋田会が自信をもって御紹介いたしますのは大村田稔会員です。大村田稔会員は、自分の業務を離れたところで保護司としても活動し、秋田境界ADR相談室においても設立当時から運営委員として参加しています。そして何より素晴らしいことは、今回御紹介するアウトドアスクールの指導者として地元の子供達を育成する活動を行っていることです。

秋田県土地家屋調査士会 広報部長 金子 茂

昨年の3月11日の大震災は、東日本全体に、大きな影を落とし続けています。2011年の宿泊数が、被害の殆ど無い秋田県で、前年比28%減と、減少率が全国で2番目に高い数値となっております。この大震災を東北の同胞として、被災地の復興と共に、福島的第一原発事故の確たる終息を見据え続けなければならない、と常日頃思っています。全国の皆様にも、今まで以上のご支援と、原発の存在の是非、人類存亡危機の排除を考え続けていただきたいと願っています。そんな中で、過日、災害地の子供たちが、お年寄りに、「肩たたき」の奉仕をしている姿が、テレビで放映されていました。あの可愛らしい声で、あの柔らかい手で揉まれ、お年寄り達のやさしげに、ほっとしている姿を見ると、子供はやはり宝だなあと、思わずにはいられませんでした。

そんな子ども達(小学生)と、自然の中で遊んでいます。皆さんの「心の原風景」とは何でしょうか。多くの方々が、小さい頃、野山を駆けずり廻り、海や川で遊んだ風景が、心の中に浮かんできくのではないのでしょうか。そして、その原風景が、生きる力になっていると、感じることもあるのではないのでしょうか。そんな原風景を、今の子供たちにも体現して欲しいと願い、仲間達と「潟上市飯田川アウトドアスクール」の活動をしています。活動は15年目に入りました。私は、山登りが趣味ということで、2年目から指導者として誘いを受けました。趣旨に賛同するとともに、今の子供たちにも、外で遊び、自然と対峙して、その豊かさと厳しさを味わって欲しいと願い、喜んで引



大滝山自然公園にて(秋田市)

き受けることにしました。指導者にはそれぞれ得意の分野があり、各行事の担当者は、必要に応じて下見をしてコース、時間設定、危険箇所のチェック等をするのが基本となっています。指導者は12人(紅1点)で、子供たちは毎年20人前後です。潟上市立飯田川小学校の生徒を対象としています。子供のわりには指導者が多いと思われそうですが、仕事を持っている人が大部分で、全員がいつも参加できることは無く、また、アウトドアライフでは危険も伴いますので、指導者1人に子供が2人、多くても3人が目の届く限界のようです。昨年は5月中旬、「大滝山自然公園」で、自然に体をなじませ、体力作りを目的とした軽い「トレッキング」から始まりました。途中でワラビ獲りをし、山ウド、タンポポはてんぷらにして食べました。秋田の5月の水は冷たいのですが、子供たちは嬉々として水辺で遊んでいました。いつも子供達は自然の中では、自由に遊びまわります。そんなとき、私たち指導者は余程の危険でない限り黙って見守ります。その中から学び、思いつき遊びすることが大切だと考えているからです。6月下旬には高山植物の宝庫「秋田駒ヶ岳」登山をしました。その後、8月には「海中探検」、9月「太平山登山」(秋田市)がありました。10月の秋のトレッキング「中島台獅子ヶ鼻湿原(鳥海山の麓にあり、鳥海毬藻、ぶな林の奇形で知られています)」には、アウトドアを卒業した中2のお姉さん達が友達を連れて参加してくれました。この時は父兄の方々の参加(普段は、子ども達と指導者だけで活動します。)もあり、何班かに分かれて



秋田駒ヶ岳山頂にて(男女岳 仙北市)

行動しました。私は小学生の女の子達と一緒にでしたが、帰り道、いつの間にか合唱が始まりました。それなりにまとまりがあるというか、ないというか、それなりに可愛く、楽しいひとときでした。反省会(指導者だけです。いろいろな反省があり、これが一番楽しいひとときです。)の時、中学生のお姉さんたちも合唱をしていたということでした。それも、とっても上手だったそうです。両方の子供たちの、そのうれしい気持ちが私の心にも伝わり、とても幸せな気分になりました



海中探検—入道崎海岸(男鹿市)

した。

そして、5、6年生を中心としたリーダーコースなどがあり、アウトドアスクールは2月の「スキー」で1年の日程を終えます。

大過無く今まででしたが、今後とも事故には注意したいと思っています。気のおけない仲間達と、子供達の幸せを願い、スクールを出た子供たちが、指導者として還ってくることを夢見ながら、もう少しこのスクールを頑張ってみようかな。と思っています。



中島台獅子ヶ鼻湿原(にかほ市)



土地家屋調査士の本棚

これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集

渡辺 秀喜 著

内 容

円滑に実務を遂行するために欠かせない「正確な文章を書く能力」。平易で簡潔、正確に表現する必要のある公用文の書き方には、一定のルールがあります。専門の研修や手頃な手引書が少ない中、本書は初めて公用文の書き方を学ぶ方や、よりの確で簡潔な文書作成を目指す方におすすめの一冊です。法令の改正や通達等の起案を担当してきた著者の経験から生まれた実務に即した文例で、読みやすい文書を作るポイントが理解できます。また、約7500語を収録した用字用語例集で、悩んだ時にすぐに調べられます。



B5判 260頁
定価(税込) 2,415円
割引価格(税込) 2,170円
送料無料
発刊元：日本加除出版株式会社
発行日：2011年10月27日

1 文章表現の心得／2 文章表記の仕方／3 用紙の規格と左横書き／4 文書の書式例／用字用語例集(類似語を含む。)／外来語・外国語の取扱い用例集／改定常用漢字一覧

発行・販売 日本加除出版株式会社 <http://www.kajo.co.jp/>

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 電話：03-3953-5642 (営業部) FAX：03-3953-2061

ホームページまたは電話、FAXにてお申し込みください。

第2回公開シンポジウム

No Smartphone, No Life. ～事例から学ぶスマートフォンの潮流～

広報部次長 岩淵 正知

本年1月17日、東京大学駒場第Ⅱキャンパスで、東京大学空間情報科学研究センター 次世代社会基盤情報寄付研究部門の主催で第2回公開シンポジウムが開催されました。

スマートフォンの世界出荷台数が2010年には前年比72%成長し、日本国内でも2015年には2,200万台に達すると予想され、実世界と空間情報を結びつけ、我々の生活を変える端末として成長が期待されるスマートフォンの利活用をテーマに行います。

最新の技術動向を踏まえた上で、いかに実世界に組み込み、空間情報の発展、さらには我々の生活をより便利にどう変えていけるのかについて、テーマ別での取り組みや事例を産官学の第一線でご活躍されている方々から講演をしていただきます、という挨拶が、主催する東京大学空間情報科学研究センター教授 柴崎亮介氏からあり、各分野からの報告・講演が開始されました。

情報分野からは、GPS機能付きのスマートフォンを持っている人が、毎日いろいろな場所を移動しており、その位置情報と時間の移動履歴を収集することによって、ある一定の行動パターンがわかる。その移動履歴を性別、年齢、平日、休日などにわけて分析することにより、スマートフォンのさまざまなアプリケーションや情報の提供ができるようになるという考え方から移動履歴の収集と分析を行っているとの報告がありました。

携帯電話事業分野からは、現在、スマートフォンをかざして情報を取得する方法になっているが、この「かざすという方法」はゴルフナビなど人目を気にしない場所で使用する場合は良いが、街の中などでは不審に思われるところからこの方法を改善する必要がある。また、今はスマートフォンの位置を知らせることによりいろいろな情報を得る仕組みとなっているが、スマートフォンのカメラ機能を使い建物や看板などを画像認識させ、画像を位置情報に加えることによって、より高度な情報の提供ができるようになるという話がありました。

行政分野では、20年ほど前に地方の町おこしを考えていくなかで、現在の高度情報化社会の到来を予測して専修学校と大学院大学を設立し、現在では150社3000人を超える、スマートフォンのソフト開発の企業を誘致することができ、行政としては地域振興に効果があったと考えている。

今後は、予算をかけずに、ここから情報の発信と場所の提供を行うことによって、スマートフォンのソフト開発に関わる人たちと異業種交流環境の向上を図り、これらの拠点を活用して、産業・教育・福祉などあらゆる分野が情報化された、暮らしよい社会を目指していきたいという話がされました。

測量分野からは、日本は、観光立国推進のための基盤整備の一環としてスマートフォンの観光分野への活用が必要になると考える。

その中で、現在のスマートフォンの位置情報精度が耐えうるか疑問を持ち、自分のいる位置情報と地理空間情報のより正確なマッチングを図るべく、金沢城で実験したところ、5mから10mの位置誤差があり、お城の前の大きな広場などであれば十分利用できるが、小さな目標物の前ではスマートフォンから各種の情報の取得ができないことが判明した。

観光などで利用する場合には、たとえば小さな置物や展示物の前で情報を取得するため、1メートル程度の位置精度で案内や情報の提供をすることが必要になる。

準天頂衛星「みちびき」からは、正確な測量に利用するLEXというセンチメートル級の精度の得られる信号とL1-SAIFという1メートル程度の精度の得られる信号が発せられており、観光に利用するスマートフォンは、L1-SAIFの信号を利用することが有効だと考え実証実験を行なっている。

今後、天頂から信号が受信できる「みちびき」に利用エリア、利用時間を拡大することが期待される。

現在は1基のみであり8時間の利用しかできない

ので、4基で24時間の運用、もしくは7～9基の準天頂衛星のみでの測位運用を期待する、との報告がありました。

医療・介護福祉分野では、スマートフォンのGPS機能とセンサー機能(傾けると情報の取得ができる。)に注目し、リハビリテーションの歩行運動やお皿にボールを置きながら歩く転倒予報の訓練に利用されている。

今後は、無線通信の薬箱と称して患者さんの服薬管理にも利用し、薬の飲み忘れの防止をしたり、医療機関から患者さんのスマートフォンへ情報を送ってカルテの閲覧ができるなどの活用方法が考えられています、との話がありました。

観光分野からは、本や看板の情報は画一的な情報の提供になってしまうが、スマートフォンの利用により、本などでは得られない個別の情報を得ることが可能となっており、団体旅行などで団体行動しながら個別の関心を満足していただくことができるように気を配る必要がある。

スマートフォンを旅行前も旅行中にも利用していただけるよう、ネット掲示板で宝探しゲーム、古い写真を示して現在の場所を探すゲーム、未完成のガ

イドブックを提供してガイドブックを完成させるゲームなどを提供している。

これからは、興味深い情報はスマートフォンの利用者の方が多く持っており、観光する人たちとともに新たな観光価値を創造していく必要があると考えています。ただし、奇をてらったものではなく「シンプルイズベスト」の精神で情報提供することが必要であると考えていますと、報告されました。

安心・安全分野からは、スマートフォンを利用した社会システム産業の立場として、スマートフォンへの期待と要望が述べられました。

スマートフォンにはいろいろなアプリケーションがあり、それらを組み合わせて使うことになる、しかし、それによってどのようなリスクをもたらすかが不明であり心配である。

アプリケーションの作成にあたっては、そのセキュリティに関してできる限りオープンな仕様とし、携帯のキャリア携帯製品のベンダーの違いをお互いに吸収していただきたいという要望がありました。

また、社会システム産業を利用する人たちのことを考えるとサービスプロバイダー間での連携が必要になりますとの提言がありました。

当日に講演、報告された方々は以下のとおりであります。

情報分野

「スマートフォンで広がるICTの世界～発展の背景と研究事例～」

東京大学大学院 情報理工学系研究科 石塚宏紀

携帯電話事業分野

「NTTドコモのARサービスと位置情報」

株式会社NTTドコモ サービス&ソリューション開発部 サービス連携基盤担当 服部弘幸

行政分野

「GIFU・スマートフォンプロジェクト～さらなる飛躍に向けた岐阜県の取り組み～」

岐阜県商工労働部情報産業課 総括管理監 中島 守

測量分野

「観光ARとの位置情報精度－準天頂衛星みちびきの精度と利用可能性－」

金沢工業大学 環境・建築学部環境土木工学科 教授 徳永光晴

医療・介護福祉分野

「リハビリテーションを始めとする医療分野へのスマートフォンの活用」

京都大学 医学部附属病院 医療情報部 特任助教 岡本和也

観光分野

「スマートフォンで観光体験を「拡張」する－旅行者目線での取り組み－」

首都大学東京 大学院都市環境科学研究科観光科学域 准教授 倉田陽平

安心・安全分野

「セコムの社会システム産業とスマートフォン」

セコム株式会社 IS研究所 認証基盤グループ グループリーダー 松本 泰

パネルディスカッション

コーディネーター：東京大学空間情報科学研究センター 教授 柴崎亮介

パネリスト：講演者



あす 時代への扉 ―研究所活動報告―

土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究

研究員 山崎 勇二／金関 圭子

今年度、私たちは、研究員として標記テーマを研究している。この考察にあたり、まずは境界立会代理人として、日常業務の問題点を土地家屋調査士の立場からだけでなく、一般市民の目線から再考しようとする。そのため市場調査を行い、市民のニーズを分析し、将来にわたって不動産が安全に管理、取引されることに対する土地家屋調査士の関わり方を研究していこうと考えている。

I. 市場調査について

土地家屋調査士制度が始まり、60年が経過した。その創設は税務行政の基礎となる台帳制度であったため、権利の客体である不動産の客観的状況把握が制度の目的とされている。そのためか、制度をとりまく環境が激変してもなお、土地家屋調査士の倫理観は中立公正を主軸とし、「顧客」という概念から距離を感じずにはいられない。そこで、視線を市場に向け、市民が求めるニーズを探求するため、一般市民に向けたアンケート調査を実施したいと考えている。

(注)実施の詳細については、現在協議・検討中

II. 財産管理としての境界立会を検証

Iの分析の結果はもとより、境界立会において、土地所有者名義人自身の立会が困難になっている傾向を体感されている資格者も多いのではないだろうか。つまり個人のニーズは多様化し、仕事・趣味を優先させるケース、遠隔地に居住するケース、そして何より超高齢化社会を目前にし、確認や判断を困難とするケースなどが考えられる。そうしたことから、財産管理契約や成年後見制度との連携について検証していく。

① 財産管理契約の締結

依頼者との間で不動産にかかる財産管理契約を締結しておくという比較的自由度の高い制度を構築することを検討する。

すなわち、土地の境界について、判断能力が十分

な間に、また境界位置の認識が確かなうちに土地家屋調査士との間で委任契約を締結し、自己の不動産の権利の明確化を専門家に委ね、安心して子孫に土地を引き継がせる事を可能とするものである。ただし、土地の境界について委任を受けているということを明確にし、公にする。そこで、情報公開システムを利用して、その土地の所有者及び管理委任を受けた土地家屋調査士が代理人であることが示される事により利便性を図るという制度を仮説検証する。

② 成年後見との連携について

近年の高齢化に伴い、成年後見制度の利用が増加の傾向にある。最高裁判所が「成年後見事件の概況」として発表したデータによると、2000年には法定開始申立と任意後見監督人の選任申立の合計は9,007件であったが、2004年には倍増し、2010年には30,079件と飛躍的に伸びている。この傾向は今後も続くと思われるが、一方では後見人の財産の横領などの事件が増加しているのも事実であり、今年の2月には後見人を解任しなかった家庭裁判所に対して国家賠償を命じる判決まであり、事態は変化しつつある。

求められるニーズと法律的な限界も加味しながら、弁護士・土地家屋調査士と社会福祉士との合議による成年後見制度の構築を仮説検証する。

III. 考察提言

財産としての不動産を安心して子孫に引き継ぐことは、人生の終焉を迎える年代にとって重要なテーマである。

また、不動産を安全に流通させることができるの

は、我が国の経済活動活性化に大きく寄与するものである。不動産が居住するためのものでなく、証券化し、また不動産投資信託(リート)として投資の目的となりつつある国際的な動向を考えると、土地家屋調査士法の目的とする「権利の客体の明確化」はまさに取引の重要な要素となることは間違いない。そ

のために資格者として我々が依頼者に対してできることを模索し、あるときはセカンドオピニオンとして依頼者に寄り添うことを念頭に、境界管理の専門家として、土地家屋調査士の将来的なありかたを、法整備も視野に入れて提言をまとめていこうと考える。

研修体系から考察する土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究について

研究員 中邨 明生

はじめに

私がこの課題を与えられたとき、「研修体系」や「土地家屋調査士試験」、そして「資格制度の未来」のそれぞれについて明確な考えがあったわけではない。そして今まで研究の方向性を検討したものの、現時点では論じた結果を全く以って想定できず、非常に深い霧の中にいるようである。

すなわち、現行の「土地家屋調査士試験」に対して改正を求めることの良否や新しい研修制度を取り入れることの良否などについては、結果ありきで論じておらず、本研究によって論じた結果である旨をご了解願いたい。

また、研究である以上、情報を収集して「分析」することが必要であり、多少の主観的見地は含まれるものの、単なる「批評」とは異なるものである旨もご了解いただきたい。

以上の前提を元に、研究の方向性について検討した結果を中間報告として以下に記す。

研究の方向性

第1章 土地家屋調査士の業務の分析

この課題を研究するためには「分析」が必要と考えるところ、土地家屋調査士の業務を業界の外からの視点で分析する。その始めに、資格の歴史的側面や業務内容の変遷について記す。この観点、業界の内

からの視点ではないかと思われるかも知れず、考え方によっては、改めて記載する必要のない事項かも知れない。しかし、改めて記すことによって導き出される新たな見解を得ることができるかも知れないために記すのである。また、制度設計された当時と比較すると、現在の業務内容は大きく異なっている点があると思われるからである。そこで、業務内容の変遷をもたらした社会情勢の変化を戦後復興の時代から記載し、国民の権利意識の変化について考察する。なお、戦後復興の時代から記載する理由は、資格者となる前の時代については不要であろうという考えに基づく。その後、国として必要な情報と関連付け、業務内容と社会的な認知度、業務を代替的に処理する者の可能性などについて述べる。

次に、前文とは異なり、業界の外からの視点ではなく、業界の内からの視点にて社会環境の変化を考察する。その方法は、登記申請件数の推移と社会情勢を比較することにより、時代背景を顧みする方法である。また、業務に対する考え方の変化に関する事項、例えば、地図・公図の取扱と不動産登記法、その他の通達、境界に係る紛争と個人の認識または権利意識を関連付け、土地家屋調査士の業務内容についての変遷と社会的認知度について記す予定である。

なお、業界の外からの視点を前に記すのは、問題の顕在化がより明確になると思われるためである。

更には、「報酬」という観点も業務の分析には必要

であろう。つまり、対価を支払う消費者に見合った商品提供ができているのかを検討しなければならないであろうし、また、需要に応じた商品を提供できるような企業努力も必要であろうと考える。そこには、業務の種類によって対価への考え方も色々な見方ができることを考えなければならない。また、単純に業務の種類による考え方でなく、一般的な商品や平均的給与などとの比較も報酬についての視点としておく必要があろう。

以上により、本論を述べるための前提の一つである「社会環境の変化」や「業務の変遷」を関連付けて記す予定である。

第2章 土地家屋調査士試験の分析

ここでは、前章にて考察した社会環境の変化と業務の変遷を踏まえ、現行の試験制度についての分析を行う。また、試験制度の時代による変化や受験者数の変化について、職に対する認識の変化など要因を考えながら分析する。ただし、本章では分析のみに終始する予定である。

第3章 土地家屋調査士法第25条の分析

研修体系について考察をするのであれば、土地家屋調査士法第25条についての分析が必要であろう。条文となった根拠について検証し、設置目的を理解しておいた上で、その存在根拠について見解を提示したいと考えている。また、同条第2項については、資料価値としての判断や14条地図の備付状況などの観点から分析する。

そして、研修体系から考察するため、全国の色々な研修の実施状況を調査した結果とCPD制度につ

いて分析をする。特にCPD制度については、制度の目的、運用開始に至る経緯、現在の運用状況などを客観的に分析する必要があると思われる。なお、本章も分析のみに終始する予定である。

第4章 現行制度の問題点

この章では、前章までに記した分析結果が表す土地家屋調査士試験やCPD制度における問題点を提起する予定である。また、地籍という概念からの問題点も提起する予定である。

第5章 能力担保の体制

前章までで、現状の分析と問題点の提起ができたので、問題を解消するため、どのような体制が必要なのかを考える。例えば、現行の試験制度の内容を変更することによる対応可否、研修体系の提案、場合によっては懲罰規程や自治権について考察をしなければならないと考えている。結果によっては新しい研修制度の提案となるかも知れない。

第6章 地籍に関連する学問体系の提案

全てのまとめとなる本章へ向け、現在のところの思い付きにて地籍に関連すると思われる学問には、数学、法学、物理学、歴史学、経済学、自然科学、社会科学、行政学、都市工学などあらゆる学問が列挙される。

すなわち、学問体系の素案を提示することが研修体系を考察したこととなり、結果、試験のあり方と資格制度のみならず、土地家屋調査士という資格者のあり方、そして地籍における学問体系の提案を以って、この課題に対する研究成果とする。

G空間EXPOのお知らせ

暮らしをささえ、国土をまもり、未来を創る



「G空間EXPO2012」(主催：G空間EXPO実行委員会)が、2012年6月21日(木)から3日間、パシフィコ横浜(横浜市西区)で開催されます。

国をはじめとして産・学・官が連携して開催する「G空間EXPO」は、地理空間情報に関連する産業界、学会、国・地方公共団体だけでなく、小学生から大人まで広く一般市民を対象として、「G空間社会」を知ってもらうためのイベントです。

日調連では、実行委員会に参画しているだけでなく、土地家屋調査士会員による研究発表やブース展示を下記のとおり予定しています。

1 会員研究発表会

日時 平成24年6月23日(土)午後2時～午後4時
場所 パシフィコ横浜 アネックスホール F205
テーマ 『情報循環社会の構築が明日の日本を創る』
発表者 三嶋元志(東京土地家屋調査士会)
「国土調査法第19条第5項について」
藤原豪紀(広島県土地家屋調査士会)
「地籍に関する国際標準と日本の地籍のあり方」
児玉勝平(宮崎県土地家屋調査士会)
「土地家屋調査士業務情報公開システム～権利の明確化の使命と履歴社会への対応～」
司会 佐原法人(日本土地家屋調査士会連合会理事)



前回の様子・講演会

2 ブース展示

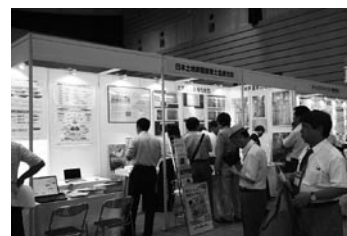
日時 平成24年6月21日(木)～23日(土)
場所 パシフィコ横浜 展示ホールD
概要 『温故知新』～あなたの土地は大丈夫？～(仮題)

G空間EXPO2012のテーマの一つである「安心安全への貢献」として『温故知新』をテーマに、地租改正事業や江戸時代の測量器具、また、江戸時代の清水流測量秘伝書の展示などを通じて、過去の測量技術がいかに高度で精度の高いものであったのかなどにつ

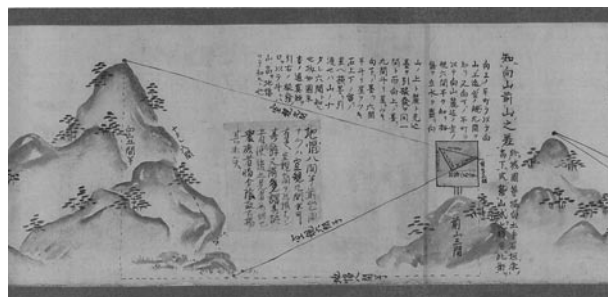
いて紹介します。

また、現在の登記簿にある土地や建物がどのような歴史を辿り、現在の形に至っているのかについて知っていただくことを目的として主に次のような展示を予定しています。

- ・「清水流測量秘伝書の展示(江戸時代の測量が高度であったことの証明)」
- ・「山口県の地図・公図の存在しない地域での現状と今後の取り組み」
- ・「地籍調査事業の現状の問題点と土地家屋調査士の取り組み(国土調査法第19条第5項)」
- ・「地籍調査事業での注意点として、現在の登記簿面積はいつ測ったものか？その違いを説明」



前回の様子・ブース展示



清水流測量秘伝書

資料提供 測量資料館「はかりの館」(長野県長野市)

みなさまのご来場をお待ちしています

第17回あいち境界シンポジウム

東日本大震災 その時とこれから ～土地家屋調査士による復興支援～

日時 平成24年2月3日(金)午後1時30分～午後5時
会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)大ホール
主催 愛知県土地家屋調査士会
協賛 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

立春を前に北陸では記録的な大雪となり、各地の災害ニュースが流れる足元を心配する日であったが、会場には官公署職員、土地家屋調査士、一般の方々を含め約500人が集った。会場入口では、愛知県土地家屋調査士会(以下「愛知会」という。)のマスコットキャラクターきょうかい君(男の子・女の子)の着ぐるみ達が出迎え、来場者の寒さに縮みこんだ首も思わず伸び、和らいだ雰囲気を作っていた。きょうかい君達はシンポジウムのPRに中日新聞社を訪問し、前日の朝刊県内版に写真入りで掲載され、広報活動の任務もしっかり果たしてくれていた。

第1部は、東日本大震災をテーマとした内容で、宮城県、岩手県、福島県の土地家屋調査士会の会長3名をお迎えして講演が行われた。第2部は、3会長にパネリストとしてご登場いただき、愛知会の赤川美咲会員をコーディネーターにパネルディスカッションが行われた。



きょうかい君

第1部 講演

「復興支援について」

宮城県土地家屋調査士会
鈴木修会長

平成23年の3月11日どんなことが起きて、実際に組織としてどう動いたか。そして、いただいた支援に対しての感謝の言葉と、自分たちがその支援をどう考えてきたかが報告された。そこには、被災した自分たちでなければ知り得なかったこと、自分たちでなければ伝えられないことがあり、それを伝えるのが「被災地責任」であるという言葉に、深く強い信念を感じた。

千年に一度の震災であったと言

われているが、決して想定外ではなかったと感じている。宮城県沖の地震は10年以内に90%とか99%と言われていたのに、多くの方は10年以内ならまだ先の話、今日という感じでは思わない。そうやって3月11日は来た。日本列島周辺のマグニチュード6以上の過去の地震を地図にプロットすると日本中がほとんど埋まる。日本中で地震は起こり得る、先ず起こると考えることが防災なのである。また、我々の先輩たちが、「地震があったら津波に用心」と石碑を残していたり、被災したところの小字を調べると「渡波(わたの

は)」「小船越(こふなこし)」「荒浜(あらはま)」「汐入(しおいり)」「砂押(すなおし)」と洪水に関する地名がたくさんあり、平安の頃の貞観地震による津波の時、波が分かれて止まったと言われる浪分神社あたりで、今回の津波が一回止まっていたり、そのほか民話、文



宮城県 鈴木修会長

献など、祖先はいろいろな啓示をしてきていたにもかかわらず、我々はずっとそれを見てこなかった。まずフラットな目で、今一度見るべきである。

震災直後からの対応については、熟慮する時間は全くなく、電気、電話、パソコンもダウンし、道路は分断、ガソリンもない状況下、会員の安否確認には、確率がゼロでない限り使える手段は何でも使った。ネット上の掲示板、ブログやソーシャルネットワークは、拡散するので効果は大きく、モバイル機器もたまたま飛ぶことがあり有効に回線を使うということでは通話よりはメール。そして口コミ。今一番やれることは、何かあった場合は、会員各自が自分の所属団体に無事だということを伝える意識を持ってもらうこと。例えば、愛知会に私は無事ですということを伝えてくれということだけでも確認が取れていく。

支援物資の分配は、24時間以内に必要な物資(水、ガソリン)を優先させた。次に、食糧、その後、日常生活をするのに必要なものとなる。また、公平については考えすぎないことが大事である。公平を言っているといつまでも動けない。震災は24時間が大切、最初の24時間と後の24時間では全然違う。支援は場所ごとにも違い、時間ごとにも違う。支援物資の段ボールに書かれている「頑張れ」「応援してるぞ」の一言には励まされ、本当に嬉しかった。

「土地家屋調査士の業務について」

岩手県土地家屋調査士会

菅原唯夫会長

震災発生時から現在までの土地



岩手会 菅原唯夫会長

家屋調査士の復興業務について報告された。

相談業務の対応として、震災時には被災しているため会場が見つからない。土業集団によるワンストップ相談等の被災地特化型の無料相談会が必要となり、平時から各土業間で震災時の対応を取り決めておくことがベストである。独立行政法人国民生活センターを通じて各自治体からの無料相談員の派遣要請、特殊な事例として法務局による被災地雇用型の相談業務、法テラスを活用しての無料相談業務、南三陸町で法テラスを開設して実績をあげており拡大していくと感じている。

相談内容は、相続、同時死亡が非常に多く、生活資金問題、補助金関係であり、我々の得意とする境界や、建物登記に関する相談は少ない。浸水域の土地価格の評価ができず、復興計画もはっきりしていないためと考えられる。今は生活していく上での問題が優先になっているが、確実に境界の問題は多くなってきている。復興の実施計画が出たら、土地家屋調査士会としてどのように対応していくか、大きなハードルがあると考えている。

法務局からの復興関係業務は、震災倒壊建物の滅失調査作業の発注があり、最近、土地の境界等の

被災状況実態調査(地図の精度検証作業、不動産登記法第14条第1項地図に指定された地域)があった。今後、土地の境界と被災状況実態調査の結果による地図修正の作業、もしくは復元の作業が見込まれる。

土地家屋調査士として自分たちの専門性をアピールしつつ、各土業、自治体と連携して平時でなければできない準備、災害対応シミュレーションからの検討が必要である。

「原発被害について」

福島県土地家屋調査士会

五十嵐欽哉会長

福島県の位置、地形から説明があり、原発被害についてわかりやすく報告された。震災当初から福島県内での人命救助や被害状況については、原発事故に隠れてほとんど報道されない状態が続き、原発事故についても住民に対し速やかな情報開示はなかった。

県外避難をしている福島県土地家屋調査士会の小野田幸一会員のレポート「あの日あの時を想う」(本誌2012年3月号(No.662)に掲載)が紹介された。やり場のない思いが切々として迫ってくるものであった。



福島会 五十嵐欽哉会長

第2部 パネルディスカッション「東日本大震災に学ぶ」

講演内容を踏まえて、復興支援についてさらに具体的に触れ、また、今後土地家屋調査士の専門性と我々が持つ膨大な資料を活かし、どう行動すべきかを投げかけられた。

福島の震災被害は、まだ終息していない。原発周辺の地域とそこに暮らしていた人々の復旧復興はまだ始まっていない。放射線の高い地域に暮らす人々は、見えない恐怖と闘いながら懸命に生きている。

被災地の方々はこれからが精神的に辛くなる。心のケアが最も大事

になってくる。悲観して自殺する方が出てくるのではと心配している。

報道にしても、フラットな目で見、その中でいろいろなことをわかっていただきたい。ことは東北の問題ではなく日本全体のものと捉えていただきたい。支援は、姿かたちを変えてこれからも必要なものである。被災地を忘れないでほしい。

最後は人と人との絆。組織でも家族でも、あらゆるところで絆がないと被災は乗り越えられない。これから本当に日本がみんなでやっていけば、きっといい国になる。

貴重な意見を記憶にとどめ必ず役立たせることを約束して、パネルディスカッションは終わりました。

震災から1年、皆が手を取り合い、支えあい、少しずつ歩みを進められてきたことを再認識しました。復興の槌音が東北各地に響きわたることを願ってやみません。

広報員 上杉和子(三重会)



パネルディスカッションの様子

会長レポート

R E P O R T

3月16日
～4月15日

3月16日

下川健策氏黄綬褒章受章記念祝賀会

草賀福岡会会長のもと、福岡会、九州ブロック協議会、また全国から多くの土地家屋調査士及び関係団体、ご友人の出席もあり、土地家屋調査士制度の発展に寄与されたご功績に対しての黄綬褒章受章の祝賀会が盛会裏に開催されました。下川先生には今後とも健康に留意され、益々のご活躍をご期待申し上げます。

21日

会務処理(第2回業務受託環境整備PT会議に出席)

22日

財団法人日本地図センター「第38回評議員会」

財団法人日本地図センターの評議員として、平成

24年度の会長、理事の選任を行う。

25日

阿部重信氏黄綬褒章受章記念祝賀会

宮嶋大分会長のもと、大分会、九州ブロック協議会、また全国の土地家屋調査士の出席もあり、土地家屋調査士制度発展に寄与されたご功績に対しての黄綬褒章受章の祝賀会が盛会裏に開催されました。阿部先生におかれましては、大分会会長の要職時には会員指導にご尽力され、また連合会監事の要職時においては、業務監査及び会計監査をしていただき会務運営に際しご提言を頂きましたこと改めて御礼を申し上げます。今後は健康に留意され、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

29日

東京法務局吉崎総務部長退任挨拶の応対

竹谷専務理事同席

東京法務局民事行政部長そして総務部長の在任中には東京会をはじめ、関東ブロック協議会に際しては色々とお世話になりました。この度の広島法務局長のご就任に際しまして心から敬意を表します。今後ともご活躍をご期待申し上げます。

4月4日

東京法務局古門総務部長、松田民事行政部長、佐生民事行政部次長就任挨拶の応対

関根副会長、竹谷専務理事同席

古門総務部長、松田民事行政部長、佐生民事行政部次長から就任に際し挨拶を受けた。今後とも制度の発展のためご協力をお願い申し上げます。

5日

第1回正副会長会議

各副会長、竹谷専務理事、加賀谷総務部長出席

＜協議事項＞

- 1 平成24年度事業方針大綱(案)を受けての同各部等事業計画(案)の最終検討について

6日

保岡興治前議員「前衆議院議員保岡興治さんを支える会」

関根副会長同席

石原自由民主党幹事長の講演があり、最後に保岡先生の議席復帰に対してエールが送られた。

10日

平成24年度第1回制度対策戦略会議

西本顧問、関根・志野・林・岡田各副会長、竹谷専務理事出席

＜議題＞

- 1 土地家屋調査士制度の充実・発展(業務の拡大等)への取組みについて

平成24年度の事業計画の制度対策戦略会議の立上げに対して、西本顧問のご経験からのご示唆を頂きました。

第2回正副会長会議

各副会長、竹谷専務理事出席

＜協議事項＞

- 1 平成24年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 平成24年度各会定時総会について

11日～12日

第1回常任理事会

各副会長、竹谷専務理事、各常任理事出席

＜審議事項＞

- 1 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 3 平成24年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 4 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 5 第69回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 8 専務理事の役員手当について
- 9 業務統計等検討会の設置について
- 10 第8回特別研修の開催日程について
- 11 制度対策本部員の追加選任について
- 12 調測要領委員会委員の追加選任について
- 13 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について
- 14 平成24年度日本土地家屋調査士会連合会顕彰受賞者について

12日

明海大学不動産学部設立20周年記念式典・祝賀会

岡田副会長同席

不動産学部設立20周年おめでとうございます。当初から連合会より当学部に講師の派遣を行っていたため、その功績に対しての感謝状を受ける。

宏池会(古賀派)「宏池会と語る会」

関根副会長、竹谷専務理事同席

全国土地家屋調査士政治連盟

第12回定時大会を開催

平成24年3月14日(水)午後1時30分から、『都市センターホテル』(東京都千代田区平河町)において、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の第12回定時大会を開催した。定時大会終了後の懇親会には、小川敏夫法務大臣をはじめとして多くの国会議員が出席された。

今定時大会は、現執行部が執行する初めての大会であり、昨年の東日本大震災から丸1年が経過し、まさに震災後1年間の成果が問われるため、横山全調政連会長をはじめとする執行部全員が些か緊張した大会であった。

大会は市川副会長の司会で進められ、まず、加藤副会長が開会の言葉を述べ、次に、横山会長が挨拶を行った。その挨拶の中で、震災復興にはさらなる協力と、念願の一つでもある地域主権、分けても法務局の地方移管については、今後とも全国的に反対の運動を展開していく旨の発言があり、最後に私たちは、依頼者である国民にも理解されるよう努力し、決して村社会にのめりこまない大きな懐をもった行動をしていくことが大切であると、政治連盟としての使命を語った。

次に、来賓として、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の竹内八十二会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の柳平幸男会長が挨拶を述べられた。その中で竹内会長は『連合会の役目、全調政連の役目及び各単位会の役目は自ずと違わずである。政治活動



全調政連 横山会長



連合会 竹内会長



全公連 柳平会長



については、今後は全調政連が主体となり、また連携することによりこれを行っていただきたい。』と語り、連合会、各調査士会、全調政連、各調政連が一体となって将来を見据え、効果的な連携体制を構築し、土地家屋調査士制度の将来が実のあるものになることを祈念すると結んだ。

また、柳平会長は、会員のため、国民のために、連合会・全調政連・全公連が三位一体となり、土地家屋調査士制度を守ることが重要と語った。その後、鹿児島調政連の坂元会長が議長に選ばれ、定時大会が進められた。平成23年度の活動報告は、幹事長の報告に続き総務委員長、制度対策委員長、組織強化委員長も説明を行った。その中で、今大会に提案されている、役員選任規則の見直しについての委員会での検討・審議を総務委員長の市川副会長が説明した。

議事に入り、第1号議案である平成23年度収入支出決算報告書承認の件について、佐藤会計責任者が実情を説明した。神寶大阪調政連会長から、政治家のパーティー費用、単位政治連盟の運営方法及び報酬額について質問があり、執行部からそれぞれ回答がなされた。続いて、第2号議案である平成24年度運動方針(案)審議の件及び第3号議案である

平成24年度収入支出予算(案)審議の件については、関連のある案件として一括上程の提案が議長からなされ、これが承認されたことにより、一括上程として執行部から提案説明がなされた。瀧愛知調政連会長及び四国ブロック協議会を代表し入船代議員から、運動方針(案)について質問があり、執行部からそれぞれ回答がなされた。特に運動方針については、活発な議論がなされ充実した会議となった。さらに、第4号議案である役員選任規則の一部改正(案)審議の件につき執行部から提案がなされた。審議事項については全議案とも全員一致で可決された。

その後、午後6時30分から懇親会を開催した。小川敏夫法務大臣、川端達夫総務大臣、前田武志国

土交通大臣、藤村修官房長官及び松原仁国家公安委員長の他、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟幹事長の辻恵衆議院議員、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の高村正彦衆議院議員、同幹事長の塩崎恭久衆議院議員、公明党代表の山口那津男参議院議員、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長の漆原良夫衆議院議員をはじめとし、多くの来賓の方々に出席いただき激励の言葉を賜りました。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 小沢 宏

会 務 日 誌

3月16日～4月15日

3月 16日

第5回土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議

<協議議題>

- 1 法改正に関するとりまとめについて

21日～22日

第2回業務受託環境整備PT会議

<議題>

- 1 第1回業務受託環境整備PTについて
- 2 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る作業実施者への激励と情報収集について
- 3 官公署等との打合せについて
- 4 官公署等への土地家屋調査士業務の説明について
- 5 制度業務編・公共調達編パンフレットの配布について
- 6 民主党法務部門会議への要望について(競争参加者の資格(業務区分)に係る土地家屋調査士業務についての追加要望)
- 7 平成24年度に向けての取組みについて

23日

第2回研究所全体会議

<議題>

- 1 平成23年度研究所の各研究テーマの年度総括について

- 2 平成24年度研究所事業計画(案)について

26日

第5回社会事業部(電子)会議

<議題>

- 1 ADR運営報告書の公表等について
- 2 ADR担当者会同WEB会議のモデル開催について
- 3 平成24年度の社会事業部渉外活動方針について

27日

第6回土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議

<協議議題>

- 1 中間報告書(案)について

29日

第3回日調連ADRセンター委員会

<協議事項>

- 1 ADR担当者会同WEB会議(モデル開催)の運営について

ADR担当者会同WEB会議(モデル開催)

<協議事項>

- 1 ADR認定土地家屋調査士の活用について
- 2 土地家屋調査士会ADRと筆界特定制度との連携について

3 ADR センター運営上の問題点について

30日

第3回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項について
- 2 不動産登記法第14条地図作成作業に係る情報収集結果の活用について
- 3 14条地図作成作業について
- 4 平成24年度における具体的な取組みについて

4月

5日

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度事業方針大綱(案)を受けての同各部等事業計画(案)の最終検討について

第1回編集会議

<協議事項>

- 1 5月号の編集状況について
- 2 6月号～8月号の掲載記事について
- 3 原稿料について
- 4 G空間EXPOの取材について
- 5 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について

9日

第1回社会事業部(電子)会議

<議題>

- 1 ADR 運営報告書の公表等について
- 2 平成24年度の社会事業部渉外活動方針について

9日～10日

第1回財務部会

<議題>

- 1 平成23年度一般会計及び特別会計の決算について
- 2 平成24年度一般会計及び特別会計の予算(案)について

3 平成24年度財務部関係事業の具体的執行計画について

4 土地家屋調査士賠償責任保険のプランの追加について

10日

平成24年度第1回制度対策戦略会議

<議題>

- 1 土地家屋調査士制度の充実・発展(業務の拡大等)への取組みについて

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 平成24年度各会定時総会について

11日～12日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 3 平成24年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 4 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 5 第69回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 8 専務理事の役員手当について
- 9 業務統計等検討会の設置について
- 10 第8回特別研修の開催日程について
- 11 制度対策本部員の追加選任について
- 12 調測要領委員会委員の追加選任について
- 13 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について
- 14 平成24年度日本土地家屋調査士会連合会顕彰受賞者について

法務局・地方法務局

法務局

[illegible]

地方
法務局

名古屋				大阪			東京										庁名局長次長総務課長首席登記官									
富山	金沢	岐阜	津	和歌山	奈良	神奈川	京都	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	水戸	千葉	さいたま		横浜								
○小川満	伊藤洋一	吉岡欣三	○白井正彦	○梅本泰宏	○岩淵英喜	○高村良二	○泉本一男	○奥田哲也	○吉岡慶治	○井原弘之	○余田武裕	○小田切敏夫	○菅谷久男	○塩澤隆	○今井弘幸	○樋代博	○加藤三男	○酒井晴彦	○小沼邦彦							
○鈴木雅利	○田保正司	○森山幸二	○並木浩一	○宮城直之	○長尾健二	○奥村耕一	○三浦博文	○檜山達雄	○田邊豊	○石井一成	○中本昌彦	○吉川隆	○木村俊道	○諏訪和則	○鈴木宣彦	○佐藤弥内	○清水一男	○新井弘	○大野政徳							
○中富喜浩	白石利彦	戸津繁克	喜田繁克	福田勝	○鈴木通広	○巢山弘清	持田弘二	○土師美千秋	棕野浩文	○宮崎浩典	塩屋朝治	所田雅一	○萩山浩一	○小山健治	○岡田治彦	○杉浦直紀	○前田幸保	○三橋豊	増永俊朗							
○午房秀雄	○鈴木多美江	○伊藤登志也	○千野里美	○西岡憲子	溝口恭孝	横守一弘	○蔵田敏栄	北澤弥栄	○森村泰敏	○森川時彦	○本田成和	○原田篤巨	○三村元	○神田和博	○中山誠造	羽石光市	○中山博之	角野耕次	降旗優次	○比留間治夫	山中正登	五木芳茂	波多野新一	小松崎淳	須藤義一	猪熊義一
○山本誠二	山中達也	平泉人士	○中西崇	上野裕明	○田中裕滋	○奥村和己	濱田弘司	○品川隆	○野間浩二	山川敏弘	南雲裕幸	○熊倉進	渡邊正樹	○大澤栄二	○深代雄二	根本明	○渡邊貞雄	○増村高志	○菅原康男	システム管理官 登記情報官						

高 松		札 幌		仙 台		福 岡				広 島		庁 名
松高德	釧旭函	青秋盛山	福那宮	鹿兒島	熊大長佐	松鳥	岡山					
山知島	路川館	森田岡形	島霸崎		本分崎賀	江取	山口					
○齊富	○弘伊	○前高小	○田稻		○石岩	○古西	○祐多					
藤永	瀬藤	取高鹿井	畑吉田		佐丸鹿	門田	名三田					
孝明	勝正	治仁慎修	恵一		邦裕	照勝	二佐男					
一美盛	晃之男		伸博進		彦史博誠	憲彦	衛					
○渡大	○芳高	○加柳	○羽近		○吉佐	○園松	○中杉					
部二宮	見柳	藤山	澤藤		原内	山山	垣本					
英孝	宏孝	武才	勝夫		義晴	芳敏	秋夫					
司光子	孝行	久八	智昭		宏一	修治	了介					
○原小	○本芦	○播境	○伊丸		○秋山	○小梅	真石					
尻中	田鷹	谷野崎	藤尾津		山崎	山本	鍋本					
真茂	狩正	秀智	武志		二秀	芳義	健次					
二樹美	志夫	樹治			郎秀	隆	仁					
岡田	西山	小橋	井芹		友利	○唐	○赤					
田所	朝山	杉原	井中		山下	仁原	木西					
一峰	泰秀	秋場	渡邊		山本	高至	黒川					
貢徳	彦治	高橋	堤平		英利	○岡	宗隆					
	幸治	幸一	和也		つ子	本忠	一郎					
山十	○瀬	逸見	○山		○梶	○田	シス					
本上	川藤	藤邊	本本		ケ本	子井	ステ					
順耕	章夫	照圭	敏殖		山浩	清智	記情					
昭次	潤樹	成治	和彦		三實	己男	管報					

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年3月 1日付

東京 7716 藤井 久典	東京 7717 伊藤 源司
神奈川 2925 本谷 洋美	埼玉 2509 福田 知幸
茨城 1417 石川 直樹	山梨 388 前島 晴久
新潟 2179 相馬 幸博	大阪 3154 高田 伸二
大阪 3155 大野 恒義	兵庫 2394 大西 理
愛知 2801 高柳 琢	岐阜 1235 加藤 幸長
岐阜 1236 佐野 幸久	福岡 2200 山本 繁樹
福岡 2201 福田 真吾	宮城 1000 久光 伸治
宮城 1001 久道 弘果	岩手 1134 瀬川 真
秋田 1022 伊藤奈保子	青森 756 力石 優

平成24年3月12日付

東京 7718 市川 毅	東京 7719 五味 貞幸
静岡 1729 松井 孝倫	大阪 3156 牧 重彦
愛知 2802 伊藤 寛和	愛知 2803 東野 友裕
岡山 1357 土屋 雅裕	

平成24年3月21日付

東京 7721 小野 桂典	静岡 1730 永井 浩司
和歌山 421 藪 雅也	鹿児島 1042 上村 裕一
札幌 1163 平井 孝委	香川 695 高橋 秀樹

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年9月 9日付

平成24年1月 3日付

平成24年1月14日付

平成24年1月27日付

平成24年1月28日付

平成24年2月 5日付

平成24年2月 8日付

平成24年2月12日付

平成24年2月15日付

平成24年2月16日付

平成24年2月27日付

平成24年3月 1日付

東京 4667 中村 利弘	東京 4950 福澤 與一
東京 7327 野村 寿一	千葉 2057 北山 香織

静岡 1287 神谷 佳身	静岡 1535 神田 勝利
鹿児島 883 中西 隆	福島 1100 荒川 良吉

平成24年3月12日付

東京 1708 鶴澤 義雄	東京 6801 小日向伸久
千葉 1505 及川 和己	長野 2038 永田 弘
新潟 774 松本昭三郎	新潟 1584 宮内 良夫
宮城 830 兵藤 隆俊	

平成24年3月21日付

東京 7340 橋本 秀一	千葉 1401 土肥 嗣治
茨城 814 木村 俊之	新潟 1820 滝澤 紘武
大阪 2528 佐々木太朗	愛知 2663 田中 友浩
沖縄 207 金城 宏盛	札幌 891 元吉 廣雄
愛媛 697 永橋 博喜	

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成24年3月 1日付

東京 6896 安藤 一典	神奈川 1902 鈴木 慶一
神奈川 1961 熊山 武司	神奈川 2131 清水 義雄
神奈川 2669 長尾 匡	神奈川 2823 小川 城雄
神奈川 2855 榎本 一成	神奈川 2876 西山 啓示
神奈川 2879 佐野 克直	神奈川 2892 瀬戸 克剛
埼玉 2386 尾崎 博則	埼玉 2422 藪内 優征
埼玉 2439 有安 正純	埼玉 2469 村山 洋平
茨城 1014 木村 睦	茨城 1296 岩田 國男
茨城 1373 上野 孝司	茨城 1397 青山 貴夫
茨城 1409 栗原 芳裕	静岡 1330 田中 謙一
静岡 1455 天野 智康	静岡 1531 荻野 淳
静岡 1586 森下 哲二	静岡 1622 増田 教義
静岡 1623 臼井 瑞喜	静岡 1685 須田 直昭
静岡 1692 城下 直嗣	静岡 1694 石井 麗子
静岡 1695 森 俊朗	静岡 1700 八木 幸男
静岡 1701 池田恵太郎	静岡 1704 木宮 博樹
静岡 1705 田内 尉晴	静岡 1712 倉知 三奈
山梨 304 佐藤 明弘	山梨 343 中沢 実
山梨 356 望月 治貴	山梨 361 渡邊 学
山梨 377 鈴木 政一	山梨 378 小俣 匠造
山梨 379 中澤 健次	大阪 2653 達 光隆
大阪 2928 酒井 健	大阪 2952 濱口 泰隆
大阪 3022 谷原 誠	大阪 3063 北川 政次

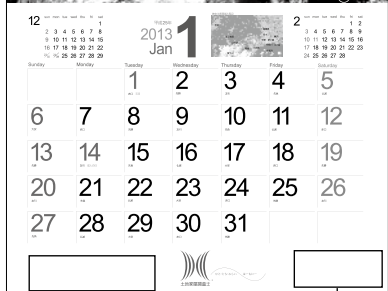
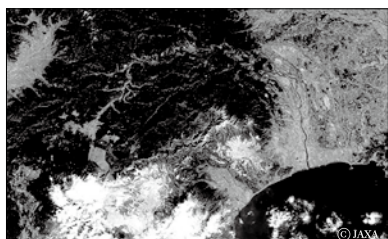
大阪	3087	吉岡	英一	大阪	3109	乾	聖司
大阪	3118	浅川	真寛	大阪	3119	杉村	光昭
奈良	296	貫山	伸一	奈良	395	中窪	祥文
奈良	406	中野	浩之	奈良	409	本田	和也
奈良	413	植田	理志	奈良	414	京田	大介
滋賀	363	北原	錦彌	滋賀	388	村田	正樹
滋賀	418	岡村	澄子	和歌山	355	小林	靖幸
和歌山	374	北脇	一男	和歌山	383	角	光弘
和歌山	408	松田	悠	和歌山	409	金崎	守哉
三重	845	水谷潤一郎		三重	853	辻	泰行
三重	857	板井	孝雄	三重	860	鑑元	慶太
富山	490	本部	角人	富山	493	松田	大輔
富山	494	村本	友彦	富山	497	追田	昌一
広島	1401	高橋	宏	広島	1434	脇田	祥夫
広島	1814	松本	薫	広島	1824	山中	匠
福岡	1901	赤間	秀樹	福岡	2083	梅崎	勲
福岡	2162	池之上幸輝		熊本	1115	武田	真佳
熊本	1141	鶴林	康成	熊本	1168	興梠	周栄
熊本	1169	松本	英明	熊本	1173	梶野	雄志
熊本	1174	重森	雅博	宮崎	771	宜野座俊彦	
宮崎	776	小堀正太郎		宮崎	779	兒玉	傑亘
山形	1048	池田	義則	山形	1214	齋藤	寛司
山形	1217	小松	進	札幌	1149	本間	彰雄
平成24年3月12日付				神奈川	2523	面田	貴麿
東京	7617	川原	洋一	埼玉	2428	池澤	均
神奈川	2826	田村	佳章	千葉	1007	村田	健司
埼玉	2455	大金	知弘	千葉	1075	前田	皖司
千葉	1074	船橋	義信	千葉	1548	吉田	誠
千葉	1266	佐久間良幸		千葉	1805	小川	淳
千葉	1618	糸房	秀昭	千葉	2036	松田	修
千葉	2019	樋口	章	千葉	2066	小林	政貴
千葉	2063	武田	良彦	千葉	2080	中須	浩二
千葉	2073	石井	恆雄	千葉	2089	作田	一臣
千葉	2085	牧添	幸輝	栃木	752	平川	昌也
栃木	669	渡辺	政夫	栃木	853	梶井	伸浩
栃木	759	臼井	章	栃木	882	大谷	佳史
栃木	872	館野	擁司	栃木	896	鶴見	仁
栃木	890	粕谷	武夫	静岡	1417	和久田	敦
栃木	898	上岡	秀行	新潟	2013	渡邊	尚兒
新潟	1943	本間	清弥	新潟	2160	渡邊	孝一
新潟	2159	岩野	弘	新潟	2164	犬井	大樹
新潟	2161	渡辺	政次	大阪	2549	福本	英利
新潟	2166	山本	兼亮	京都	564	上口	武志
大阪	3081	宮崎	亮				

京都	596	島本	康子	京都	632	山藤	長継
京都	643	高井	修	京都	694	木崎	公司
京都	710	片山	文昭	京都	810	山岸	一夫
京都	811	森	理運	京都	825	小野	雅志
京都	840	金山	卓也	京都	844	上川	昌彦
兵庫	1779	三浦	健治	兵庫	1992	若本義治郎	
兵庫	2007	玉川	雅文	兵庫	2022	山本	光利
兵庫	2048	星野	元秀	兵庫	2112	大野	信之
兵庫	2176	土屋	貴男	兵庫	2216	岡崎	直代
兵庫	2217	田中	昭範	兵庫	2303	藤井	精一
兵庫	2309	水口	一郎	兵庫	2354	東	陽
兵庫	2368	一ノ瀬珠子		兵庫	2377	金澤	裕二
兵庫	2387	池端	徳幸	兵庫	2393	田中	亮太
奈良	407	河野	洋	滋賀	298	梅次	昌光
滋賀	341	中山	猛	岐阜	884	古田多慶男	
岐阜	1080	安陵	尚浩	岐阜	1100	吉田	康弘
岐阜	1188	安田	忠敬	岐阜	1201	小木曾仙佳	
岐阜	1211	大橋	正渡	岐阜	1214	松田	和夫
岐阜	1216	高野	誠司	広島	1614	山田	努
広島	1615	高岡	正明	広島	1766	瀬川	純一
広島	1791	戸場	一彦	広島	1821	原田	勇気
広島	1827	田丸	貢司	山口	815	澤田	誠
山口	839	板垣	龍夫	山口	853	山崎	義文
山口	913	佐野	直子	福岡	2099	大賀	誠
福岡	2165	平木	裕一	福岡	2166	有馬	哲
佐賀	417	坂本	敏彦	熊本	971	古賀	義章
熊本	1069	西岡	隆晴	熊本	1167	正林	浩幸
宮城	875	板橋	敬吾	宮城	947	渋谷	真一
岩手	1041	澤口	雅友	岩手	1108	佐藤	吉和
岩手	1119	田中	政利	岩手	1120	千葉	博幸
岩手	1128	上田	直輝	札幌	1150	大田	広人
香川	691	品治	功起	徳島	378	原	順治
徳島	449	西岡	哲也	徳島	479	井上	博司
徳島	487	井原	宏	愛媛	778	小島	裕介
平成24年3月21日付				静岡	1454	岩佐	幸志
千葉	1957	小松	茂行	長野	2492	山室	健三
静岡	1699	平野	高光	滋賀	300	森谷	茂男
大阪	2755	堀川	経希	福島	1445	加藤大次郎	
長崎	760	清水	寛之	福島	1448	猪狩	悟之
福島	1447	石川	征義	福島	1454	濱名	康勝
福島	1453	永井	文雄	岩手	1125	中村	允
福島	1458	鈴木	英範	秋田	1007	福原	仁典
秋田	841	長雄	満				
秋田	1018	木村	洋平				

お知らせ

土地家屋調査士2013年オリジナルカレンダー

「だいち」が見た日本の都市と環境



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。・消費税含む。

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で13回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
1本 472円	1本 630円	1本 630円	
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2012年8月31日(金)		
納 品 予 定	2012年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り

2012年
8月31日(金)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2012年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は

FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。

FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 472円 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 630円 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 630円 本
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2012年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。



習ひ雛子

水上陽三

桃咲いて甲斐人の血をゆたかにす
滝さくら三春へつづく空の碧
肩書の失せて久しき万愚節
東風寒し習ひ雛子を間遠にす
貯へし彩を小出しに山笑ふ

雑詠

水上陽三選

岐阜

堀越貞有

杏咲く里は泰治の絵のごとし
町のどこかちん電車のお通りだ
上手い嘘後に尾を引き四月馬鹿
風光る真白き襟のセーラー服
招かざる物の一つに花粉症

愛知

清水正明

信玄の詫状銜へ巢立鳥

歌川広重画「武蔵小金井」

花巡る人の心を虚^{うつろ}が知る
本籍は生まれしところ燕来る
捨畑の思案にくるる蔵かな
塩足して浅蜩に嫌み言はれけり

東京

黒沢利久

少年の頃の風吹く麦畑
春あらし日本列島揺りて去る
春昼や机の上の一句集
仕事無きこの一年やさくら咲く
花の雲しばし濁世の外にあり

茨城

島田 操

苗木植う大地の息吹覚えつつ
兄弟の一人となりぬ彼岸寺
育ちゆく命の透けて蜩蚪の紐
春北風空を暗めて土埃
一瞬の影を仰ぎぬ初つばめ

埼玉

井上晃一

見せくるる里にまだある妻の雛
農機具の手入れも楽し水温む
去りがての飛翔も見せて鳥雲に

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

上手い嘘後に尾を引き四月馬鹿

四月一日エープリルフルと言って、この日は誰でも相手をついだり驚かせたりすることが許される風習が西洋にある。この日かつがれる人を、エープリルフルを訳して、四月馬鹿というのである。日本でもたわいない戯れとして、青年男女の間に行われている。万愚節とも言われる。この句の面白さは、この日の上手い嘘が言えたと思っていたら、後々尾を引いて嘘が嘘でなくなってしまうたのかも知れない。

清水正明

信玄の詫状銜へ巢立鳥

晩春から夏にかけて、成育して、巢から飛び立った雛を巢立鳥という。信玄の浮気

の詫状が、東京大学の史料編纂所に残っていると云う事であるが、この詫状を書かされたのが、幼名源助と言って信玄の寵童であった後の高坂弾正であったという。詫状を懐に戦場に赴く源助を巢立鳥に見立てた発想が面白い。この源助は後に、上杉との最前線海津城の城代に出世した。

黒沢利久

少年の頃の風吹く麦畑

春暖とともに大きくのびた麦の若葉が、やがて青い穂が出たころと解したい。のどかな麦畑にたつて一陣の風を覚えたとき、その感触に少年期の風を思い起こして感傷に浸っているのである。その場所その時々少年期に立ち戻った至福の一瞬である。

島田 操

一瞬の影を仰ぎぬ初つばめ

例年に比べて今年は春の到来が大分遅かったように思う。桜の開花も遅れたが、いろいろの花が一度に咲いたようで、私も先日一日のうちに、初燕も初蝶も見ることができた。掲句は一瞬大地を走った影に触発されて空を仰いだら案のじよう燕だったという一瞬の驚きを詠んだものである。

鹿児島県

「GPS ボランティアに参加して」

大隅支部 又木 秀幸



『かごしま』第81号

昨年(2011年)の11月28日から12月2日にかけての5日間、京都大学防災研究所桜島火山観測所主催により桜島周辺のGPS観測が行われ、鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会からも私を含め20名がボランティアとして参加しました。このボランティア参加は2006年から始まり、7回目になったと思います。

今回はこのボランティア活動での作業内容や、私がそれを通じて感じたことを書いていきます。

観測の目的

桜島周辺の地形の変化(主に横の変動)を観測するのが目的です。ちなみに縦の変動調については、既に水準測量で観測済とのことでした。

作業の内容

今回は以下のような流れでした。

- ①機材の運搬
- ②機材の設置
- ③機材の管理(動作チェック・機材の状態チェック・外付



バッテリー交換)

④機材の回収

①の運搬ですが、観測地点付近まで車で移動できない場所が多く、停車場からかなりの距離を徒歩で移動しなければなりません。機材や外付バッテリーは重いですし、また建物の屋上などロープを利用した機材運搬が必要な箇所もあるため、1チームにつき最低3人以上が必要です。

②の設置ですが、設置場所には予め整準台を固定するネジが固着されています。

そこに整準台を固定し、水平調整・高さ計測・アンテナ設置・機器ケーブル及び外部バッテリー接続・動作確認・梱包といった作業を行います。

③の管理では、現地に赴き機械が正常に動いているかの動作チェック・外部バッテリー交換といった作業になります。

④は最終的な動作チェックを行



い、機器の回収・固定ネジの保護ナット装着・データ引渡等を行います。

測量の目的が普段の業務とは違うため、通常とは異なった設定をすることはありますが、概ね日常業務と異なる作業をするわけではないことがわかっていただけだと思います。

今までボランティアを重ねて実感しているのが、機材トラブルの多さです。実は初期設定をやっているのが私なのでほぼ私の責任なのですが…長時間観測と外部バッテリーの利用で、機材の負担も普段とは違います。今までのトラブルを検証していきながら、同じトラブルを起こさない対策を次回参加までに検討する必要があります。

また今後の課題として、私見ですが参加人数の確保と発信力の強化を考える必要があると思います。

観測の時期が年末・年度末近くにあることが多く、業務の都合上参加したくても参加しにくい時期になっています。これまでの実績を踏まえ、11月後半から12月初めと2月半ばに観測が行われるものとして、早い時期から計画的に参加者を募るべきではないでしょうか？

次に発信力ですが、これまでボランティア活動中に調査士協会として、何回か新聞やTVの取材を受けています。しかしながら、土地家屋調査士という業務をアピールできる絶好の機会なのに、現在のところなかなか成果は上がっていないと感じています。“土地家屋調査士”がボランティアに参加しているのは分かってもらえても、それが普段どんな業務をやっている団体なのかはアピールでき

ていません。取材時にいろいろコメントしたとしても、実際に報道される時には内容の大部分はカットされてしまいます。ですから、それを考慮したうえで新聞やTVが一番視聴者に伝えたいことと、土地家屋調査士という業務をアピールできる部分をカットされることなく発言できる方法(ワンプレーズやキャッチコピー)はないものか?そのようなことを考えています。たとえば学習塾をフランチャイズ展開している公文の

「やっててよかった公文式」といったものです。

せっきくの機会です。土地家屋調査士の業務と社会貢献を織り交ぜた発信をぜひしたいものです。

ボランティアという言葉ですが、辞書で調べると無給で自発的に行う利他性(社会・公共・公益)な活動のことだそうです。私は土地家屋調査士として筆界業務で扱っている測量技術を、調査士業務ではない前兆的な地殻変動調査に役立てることができることに大きな意

義とやりがいを感じています。

今年も京都大学からの要請があれば、可能な限り多くの皆さんと共に参加できることを期待しております。



「こんな女性調査士でやってきました」

大隅支部 中村 藤子

「女性から見た土地家屋調査士」というテーマで原稿の依頼があった。

その時は、簡単に思っていたけれど実際何を書こうかと机に向かったら日頃の難しい業務よりも「うう〜む」と悩んでしまった。

考えに考えたあげく「私が女だから経験できたんじゃないか。男性調査士にこんな経験はないよね。」と思える事はいくつか頭にポツポツと浮かんで来たのでそれを披露させて頂きご容赦頂きたいと思う次第…。

私が、開業したのは昭和60年。25歳の秋に農業を営む両親の次男坊に熊本から嫁いできた。と同時に自宅の4畳半に事務所を設けたのが始まり…。

夫は、町役場の職員で測量士の資格も持っていたので測量は土日限定で夫婦でポチポチこなしていた。

しかし、その6年後にポールを持つ夫の背中にショイコがありそこに頭をちょこんと出した男の子

登場。

やむを得ぬ理由で、そう私は子連れオオカミならぬ子連れ調査士に変身した。

法務局の閲覧や役場の資料収集、境界立ち会いにもバンバン子連れで登場。

(ヒンシュクと言う眼差しはあえて見えないフリをして)

でも意外や意外、立ち会いは依頼主のお菓子付きでクリアできたり、法務局の所長のご配慮で閲覧用の机がベビーベッドに変身したり←あくまでも、所長の意向でわたしが頼んだわけではありません。

これを男性調査士がされた場合は、どうなるか…。(汗)

またある日のこと。

姉妹で境界争いをしてる土地の境界復元の事件が入り、そのお姉さんから事情を聴取しているとだんだん感情が高ぶり「妹は死んだ母親の面倒を一切見なかった…。」と、恨み辛みを2時間程しゃべって帰って行った。(はあ…)

翌日、その妹さんが「死んだ母

親は、財産は全部わたしにくれると言って死んだ。わたしのことを姉は嫉妬している。」と、言って帰って行った。

翌日、その姉がまた「妹が何て言って来たかは想像出来るが信じないでくれ。」と言って来た。その後、また妹が…。<以下永遠にくりかえす>

さすがに男性調査士相手にはここまで愚痴の言い合いは繰り返さないでしょう???

でも、境界の争いは心と心の争いが根底にあるのは確か。良い人生勉強させてもらってるのかも。

2年前には、「女性になることに意味がある」と公嘱協会の志布志支所の所長のポストも仰せつかったし、また昨年暮れには、女性調査士だからと言う事で裁判所からもお声がかかった。

得してるのか損してるのか未だに解らないまま すみません こんな女性調査士でやってきました。

今後は…多分このままだろうなあ…。

「リレー ある調査士の呟き」

霧島支部 狹山 靖裕

ぶつぶつと小声で言う。くどくどとひとりごとを言う。(広辞苑)

ひとりごとで愚痴をこぼす年齢にいつの間になってしまった、土地家屋調査士を職業としていい時代をすごして今を振り返ると組織に守られていた時代を本当になつかしく思い出す。

特に報酬の問題は今を生きる会員には切実な問題としてとらえられています、会の帰属意識にも大きな比重をしめているのではないかと思う。

会則93条には業務に関する報酬額の算定方法、その他の報酬の基準を掲示するなどして、明示しなければならない。しかも「事務所の見やすいところに」とあるがみなさんされてますよね！

平成12年9月制度制定50周年記念講演で元最高裁判所判事、連合会顧問の香川保一先生が講演の中でそれまで会則にあった報酬規定の削除問題を取りあげられ「その仕事の所有者からの依頼、私人からの依頼によって業務の遂行結果が登記簿上に正確に反映される、調査士の業務は非常に公共性の強いものであると言える、公共性の強いものがあるが故に報酬の問題が恒につきまとう。

業務自体が正確精緻なものを要求されるとすれば適正な報酬の請求は当然である。

適正なものである仕事には当然それだけのコストがかかるのはあたりまえである。」

公共性をおびるサービス業が我々の仕事である。

そこで我々の報酬について少しだけ過去の足跡を調査して適正な報酬を考えてみてもいいのではと思いますがいかが？

当会が発行した50周年記念誌によると、昭和25年10月施行の高知会の報酬額表によると土地分筆100坪まで500円、家屋50坪まで300円から400円まで、登記料1種目につき100円、同年度の石川会の報酬基準額表、土地分筆200円以上、建物新築150円以上、現地調査200円以上、実測300円以上とあり測量面積などの表示はありません。ちなみに当時の物価ラーメン25円、新聞1ヶ月53円、葉書2円でした。ちょっと古すぎました。

昭和35年(最高限度額)測量代土地50坪以下4,000円、建物15坪以下1,000円、申請書1件300円、測量図1筆400円、建物図面400円、各階平面図300円でした。当時の物価カレー100円、新1ヶ月390円、葉書5円でした。

昭和45年(最高限度額)土地測量200㎡以下8,300円、建物測量50㎡以下1,900円、申請書1件650円、測量図1筆800円、建物図面800円、各階平面図650円とありほとんど昭和35年の2倍程度になっています、どう言う根拠だったのかわかりません。

丁度私が事務所を開設した翌年です。当時は夫婦2人で3万円か

ら4万円くらいで生活できたと思います。記念すべき1件目は師事していた調査士先生からいただいた建物表示登記で4,320円をいただきました。

そして平成3年12月従前の報酬額の考え方を根本的に改訂した報酬額表が発表され実施に至った。

この報酬額は実際に作業する工程にそったもので報酬日額、タイムサイクルなどを合理的に計算されたもので報酬計算に頭を悩ませたものである。

会員の所得が向上したことは間違いなく年計報告書を見れば一目瞭然である。

しかし、公正取引委員会勧告で報酬自由化により会則からついに報酬額表の削除は実施され現在は会則93条により各事務所に自己の報酬額表を掲げるにとどまっている。

最近信じられない言動を聴く「薄利多売」だそうです。

そんな報酬であの連合会の定めた「調査測量実施要領」に基づき作業をして調査報告書が責任を持って書けるのだろうか？

原価意識をもって、公共性のある仕事であるがゆえに品質保証のできる業務内容、高品質の業務に対する当然の対価としての報酬でありたいものです。

呟きが年寄りの繰り言になってしまいました。

「第2回研修会の開催について」

平成24年2月21日(火)午後1時30分から22日(水)正午までの2日間、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の平成23年度第2回目の研修会が開催された。

一日目は、「公益社団法人のガバナンスと今後の留意点」の演題で公益財団法人公益法人協会常務理事の土肥寿員様から、公益社団法人としての法人運営の基本原則、機関運営、行政庁との関係、定期提出書類と留意事項、情報公開等につき、こと細かに説明がなされた。法人運営の基本原則の話の中で、旧制度では法人の業務は「主務官庁の監督に服す」というのが基本であったが、新制度では法人自治が原則、裏腹に自己責任経営、要は法人のガバナンスが最重要である旨を資産運用、会計基準、内部規程の整備、役員等の義務と責任の話と共に力説された。

また内閣府の「監督の基本的な考え方」として

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請書等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

との説明がなされ、講師の所属する公益法人協会に、内閣府による立入り検査が実際にあった実体験

の例を引き合いに出され、興味深く聞くことができた。

この講演のあと、日本土地家屋調査士会連合会会長の竹内八十二様から「土地家屋調査士制度について」、また全国土地家屋調査士政治連盟会長の横山一夫様から「全調政連の活動と3団体の連携について」の講演をされました。

竹内会長は‘自ら汗をかかないと制度は守れない’‘食べる土地家屋調査士事務所体制をつくるには’等々。横山会長からは全調政連の活動報告がなされ、私達土地家屋調査士には日調連、全調政連、全公連の三団体があるけれども‘全て土地家屋調査士会会員であることが原点であること’によって連携することにより制度維持・発展に繋がることを両会長ともに力説されました。

二日目、まず報告事項として公益移行について会長及び各担当副会長から現状報告がされ、各協会の現状の進捗状況につき報告、その基本的な考え方の再確認、全公連の方針として基本的には全国全ての公嘱協会が公益社団法人に移行することを念頭におき各協会に対し檄を飛ばされた。

そのあと最後に、「震災による基準点の変動とパラメータ補正について」の演題で国土交通省国土地理院企画部測量指導課公共測量係長の宮本純一様から、

- (1) 東北地方太平洋沖地震の地殻変動
- (2) 基準点成果停止と公共測量
- (3) 基準点成果の改定
- (4) 公共測量成果の補正

につき興味深く、かつ参考になる講演を聞くことができた。

二日間に亘り全国のほとんどの協会が今まさに直面している「公益法人移行」と移行後の「公益法人とし



全体風景



土肥講師



宮本講師

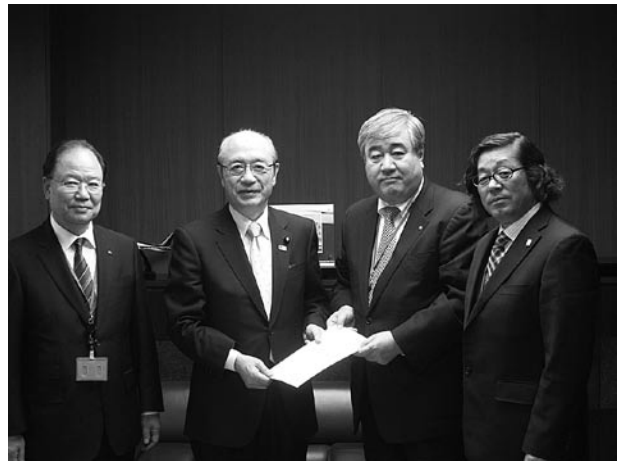
てのガバナンスと留意点」、「土地家屋調査士制度」につき、「震災と私達の業務への影響」等多彩でどれも興味深く充実した二日間であったことを報告したい。

(理事 笠川寛幸)

■ 前田武志国土交通大臣に要望書提出

2月14日(火)、国土交通省大臣室に、全調政連横山会長、全公連柳平会長、塩川副会長とともに訪問し、柳平会長から国土交通大臣に「国土調査法第10条第2項に関する件」および「測量法第47条第1項に関する件」2件の要望書を提出いたしました。国土交通大臣からは、全公連に対したいへん心強い言葉を頂くとともに、大臣と同席された国土交通省 土地・建設産業局地籍整備課課長からは、国土調査法第10条第2項に関して3月中旬にガイドライン(指針)を発出する予定であるとの説明がありました。柳平会長からは、全公連を構成する各公嘱協会が今日まで行ってきた地籍調査事業・登記所備付けの不動産登記法第14条地図作成作業の実績等について改めて説明をいたしました。

(副会長 林俊男)



要望書提出

■ 今後の会議予定

- | | |
|----------|----------------|
| 4月12～13日 | 第1回正副会長会議 |
| 4月17日 | 東北ブロック協議会担当者会同 |
| 4月19日 | 第1回監査会 |
| 4月19～20日 | 第1回理事会 |
| 6月4～5日 | 第27回定時総会 |

編集後記

「端午の節句」

ずっと小さい頃の記憶ですが、甘い餅を食べたあとで葉っぱが入った風呂に入れられて、祖母に葉っぱで体中をなでられて気持ちが悪かったことをなぜか覚えております。孫の健康と清めのために、かしわ餅を食べさせ、菖蒲湯に入れたのでしょうか。今思えば感謝しなければならないと思うところであります。

私の長男が生まれると父もたいそう喜び、五月人形を飾り、妻の実家から鯉のぼりが届くと、アルミポールを取り寄せて掲げてくれ、二男が生まれるともう1匹小さな鯉を買い足してくれました。

背くらべという歌に、「おとし」の5月5日にちまきを食ながら兄さんが背の丈を測ってくれたという歌詞がありますが、この歌詞さながらに自宅の居間の柱に長男と二男の身長を毎年刻んでくれていました。母は、最初は新築して間がない柱に傷をつけることをためらいましたが、記念になると快諾して、夫婦で孫の背丈を刻むことが毎年の恒例行事

となっていました。今では妻の両親ともども鬼籍に入り、背丈を刻んだ家も借家にしており、懐かしい思い出となってしまいました。

今年は、内孫の初節句です。

鯉のぼりを揚げて、かしわ餅とちまきを食べながら男の子の誕生と成長を願ってお祝いするのが本筋でしょうが、私はマンションに住んでいる左党なので、ちょっと違ってきます。

庭がないので鯉のぼりは無理ですし、甘いものもご遠慮させていただきます。私にとっての今の時期は、かしわではなくカツオです。

5月の連休に家族が集合したら、これでお祝いをすることにいたしました。脂の乗った戻りカツオも良いのですが、がりがりするくらいの初カツオも応えられません。

皆さんも、今夜は初カツオを肴にしてみてもいいかがですか。

広報部次長 岩渕正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 竹内 八十二

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書

ICカードの



アレやコレ

すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前ぐらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ & Aを掲載しています。



**ご注意
ください!**

**こんなとき、電子証明書(ICカード)は
失効になります!**

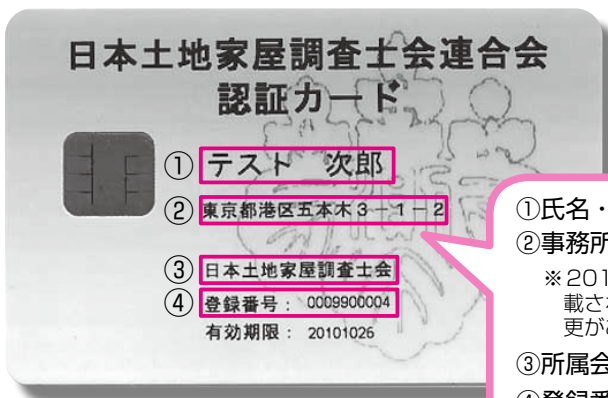


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**



**電子証明書の券面に記載されている内容に
変更が生じた場合が失効の対象です。**

①氏名・職名・日本名

②事務所所在地

※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。

③所属会

④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN(パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」